

総務文教委員会記録

○開催日時

平成27年9月24日 午前10時～午後3時54分

○開催場所

第2委員会室

○出席委員（7人）

委員長 持原秀行
副委員長 帯田裕達
委員 佃昌樹
委員 井上勝博

委員 今塩屋裕一
委員 福元光一
委員 徳永武次

○その他の議員

議員 杉 菌 道 朗
議員 谷 津 由 尚

議員 小田原 勇次郎
議員 下 園 政 喜

○説明のための出席者

総務部長 今吉俊郎
総務課長 田代健一
秘書室長 鬼塚雅之
文書法制室長 堀ノ内 孝
財政課長 今井功司
財産活用推進課長 平原一洋
税務課長 山口秀昭
収納課長 有村辰也
契約検査課長 堂元清憲
危機管理監 新屋義文
防災安全課長 角島 栄
原子力安全対策室長 遠矢一星

会計課長 今吉美智子

消防局長 新盛和久
次長兼警防課長 福山忠雄
消防総務課長 鶴屋豊文
予防課長 永田 稔

通信指令課長 酒 匂 克 己

教育部長 中 川 清
教育総務課長 鮫 島 芳 文
学校教育課長 原之園 健 児
社会教育課長 徳 留 真理子
文化課長 岩 元 ひとみ
専門職 村 岡 斎 哲
少年自然の家所長 峯 満 彦
中央図書館長 本 野 啓 三

選挙管理委員会事務局長 森 園 一 春

監査事務局長
公平委員会事務局長 火野坂 博 行

議会事務局長 田 上 正 洋
議事調査課長 道 場 益 男

○事務局職員

議事調査課長 道 場 益 男

主幹兼議事グループ長 瀬戸口 健 一

○審査事件等

審 査 事 件 等	所 管 課
議案第 1 6 4 号 平成 2 7 年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	消 防 総 務 課 警 防 課 予 防 課 通 信 指 令 課
議案第 8 7 号 薩摩川内市公民館条例の一部を改正する条例の制定について 議案第 1 6 4 号 平成 2 7 年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	社 会 教 育 課 (中 央 公 民 館)
議案第 8 8 号 薩摩川内市立図書館条例の一部を改正する条例の制定について 議案第 1 6 4 号 平成 2 7 年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	中 央 図 書 館
議案第 1 6 4 号 平成 2 7 年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	少 年 自 然 の 家
議案第 8 6 号 育英小学校屋内運動場新增改築(建築)工事請負契約の締結について 議案第 1 6 4 号 平成 2 7 年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	教 育 総 務 課 学 校 教 育 課
議案第 1 6 4 号 平成 2 7 年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	文 化 課
議案第 1 6 4 号 平成 2 7 年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	総 務 課
(所管事務調査)	秘 書 室
議案第 8 4 号 薩摩川内市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について (所管事務調査)	文 書 法 制 室
議案第 1 6 4 号 平成 2 7 年度薩摩川内市一般会計補正予算 議案第 1 8 2 号 平成 2 7 年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	財 政 課
(所管事務調査)	財 産 活 用 推 進 課
議案第 1 6 4 号 平成 2 7 年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	税 務 課 収 納 課
(所管事務調査)	契 約 検 査 課
議案第 8 5 号 薩摩川内市空家等対策の推進に関する条例の制定について 議案第 1 6 4 号 平成 2 7 年度薩摩川内市一般会計補正予算 議案第 1 8 1 号 薩摩川内市総合防災センター施設整備基金条例の制定について 議案第 1 8 2 号 平成 2 7 年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	防 災 安 全 課
(所管事務調査)	原 子 力 安 全 対 策 室
議案第 1 6 4 号 平成 2 7 年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局
(所管事務調査)	会 計 課
議案第 1 6 4 号 平成 2 7 年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	監 査 事 務 局
(所管事務調査)	公 平 委 員 会 事 務 局
議案第 1 6 4 号 平成 2 7 年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	議 事 調 査 課

△開 会

○委員長（持原秀行）ただいまから総務文教委員会を開会いたします。

本日の委員会は、お手元に配付の審査日程により審査を進めたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）御異議なしと認めます。よって、お手元に配付の審査日程により審査を進めてまいります。

ここで、傍聴の取り扱いについて申し上げます。現在のところ傍聴の申し出はありませんが、会議の途中で傍聴の申し出がある場合は、委員長において随時許可をいたします。

△消防総務課の審査

○委員長（持原秀行）それでは、消防局の審査に入ります。

△議案第164号 平成27年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（持原秀行）まず、議案第164号平成27年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題といたします。

当局の補足説明を求めます。

○消防総務課長（鶴屋豊文）おはようございます。消防総務課でございます。

それでは、予算に関する説明書の53ページをお開きください。53ページです。

9款1項1目常備消防費では、補正額4,347万4,000円の減額で、内容としまして、右側説明欄にあります職員の異動等によります給料及び職員手当等の減額、並びに共済費の短期給付の利率の引き下げに伴う減額でございます。

以上で補足説明の説明を終わります。よろしく御審査くださるようお願いいたします。

○委員長（持原秀行）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（持原秀行）次に、所管事務調査を行います。

まず、当局に説明を求めます。

○次長兼警防課長（福山忠雄）それでは、私のほうから所管事務につきまして一括して御説明申し上げますので、委員会資料を御準備ください。

まず1ページ目でございますが、台風15号の災害対応状況につきまして説明いたします。

消防局及び消防団の体制は、8月24日に第1非常警戒体制としまして、第1配備召集を行い、資料に記載のとおり職員・団員合わせまして498人で警戒等を実施いたしました。なお、強風を考慮いたしまして、21時には南部分署へ救急車の移動配備を実施したところでございます。

（2）の119番等の入電状況でございますが、風が強くなり始めました25日3時3分を皮切りに36件の通報があり、内容につきましては、資料に記載のとおりでございます。

（3）の活動状況でございますが、主なものは避難所への搬送等でございます。

（4）の台風関連の救急は7件出動いたしまして、台風の影響で窓ガラスが割れけがをされた方など5人を搬送しております。

また、復旧作業中の事故につきましては、屋根から落ちてけがをされた方々など、資料は9月6日までを記載しておりますが、昨日、23日現在で15件、14人の方を搬送しております。

続きまして、2ページをごらんください。

防災研修センターの利用状況でございます。開館から8月末現在9,819人の方々に研修していただきました。昨日の南日本新聞に掲載のとおり、先週の16日水曜日に1万人を達成いたしまして、記念セレモニーを実施したところでございます。1万人目になられた方は、薩摩川内市女性団体連絡協議会の研修で参加されました祁答院町在住の方でございました。

開館から1年2カ月、約14カ月での達成となり、月平均700人強の方に利用していただいているところでございます。

今後も引き続き周知・広報に努めまして、防災研修センターを活用し、市民の方々の防火・防災意識の高揚を図ってまいります。

下段は、下甕町青瀬にあります薩摩川内市立か

のこ幼稚園の幼年消防クラブの結成式でございます。市内で18番目の幼年消防クラブとなります。現在、市内では幼年消防クラブ18、少年消防クラブ2、女性防火クラブ4の計24団体、1,594人の方々に活動していただいております。

続きまして、3ページの上段は、自主防災組織の訓練状況を記載しております。

下段からは、「9月9日救急の日」に関連いたしました事業で、救急医療市民講座として、今回で9回目となります300人での普通救命講習を開催いたしました。普通救命講習の受講者数は、本日現在で再受講者を含め延べ人員で3万600人となっているところでございます。

続きまして、4ページになります。高速船甌島が海上漂流物と衝突して多数の傷病者が発生したとの想定で、12機関、90名の参加を得まして、集団救急事故訓練を実施いたしました。

6番目、下段になりますが、消火活動に関する協定を締結しております航空自衛隊下甌島分屯基地の消防隊と消防団の下甌大隊及び分駐所との車両の中継送水訓練等の合同訓練を実施いたしております。

続きまして、5ページの火災・救急の発生状況につきまして御説明いたします。

(1)の表になりますけれども、8月末現在、火災は26件発生し、対前年4件の減、救急は2,796件で、91件の増となっております。

地域別、月別の火災・救急の状況は記載のとおりでございますが、(5)の月別の救急で8月が426件でございました。これは月別で400件を超えたのは、平成23年1月以来となったところです。400件を超えた要因としましては、熱中症関係で8月中に30人搬送しているほか、先ほど申し上げました台風関連の救急の増加で400件を超えたものと分析しております。

また、火災の種別では、建物火災のうち半焼以上の炎上火災が昨年と比較して4件増加しております。逆に、木切れ、たき火等の火災が減少しております。

救急の種別では、急病及び一般負傷が増加しまして、交通事故が減少しているところでございます。

以上で、消防局の所管事務の説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○委員長（持原秀行）ただいま当局の説明がありました。これより所管事務全般の質疑に入ります。御質疑を願います。よろしいですか。

○委員（帯田裕達）今度の台風でそれぞれの消防分団の格納庫も災害に遭って、屋根が飛んだり、修理も必要なところもあって、市野の格納庫も見に来られたんです。それがどのぐらいの被害になったのか、何件ぐらいあったのか。そして、消防庁舎も災害はなかったのか。で、修理とか必要なのか、その辺をわかってたら、教えてください。

○次長兼警防課長（福山忠雄）まず、消防庁舎の関係を申し上げますと、各署被害がございました。去年つくった中央署もございましたけども、シャッターの変形であったりとか、カーポートの屋根が、壁が若干飛んだりとかで、常備の関係が中央署、それから上甌の分駐所の待機宿舎、それから東部署、それから東部署の祁答院分署、あと、百次にあります研修訓練体育施設、それから宮内にあります資機材倉庫等合わせまして6件、6カ所被害がありました。

主に、先ほど申し上げましたシャッターの関係であったりとか、玄関ドアの破損でございました。

続きまして、消防団の施設でございますけども、市内全部で14カ所の被害がございました。この14カ所の全て、本土地域でございまして、甌島地域の分団車庫につきましては、被害は受けておりません。主に、今、委員がおっしゃったとおり、スレートが破損したり、あるいは屋根の瓦が飛んだり、そういうものが主なものでございまして、今現在、ガラスであったりとか発注して、もう済んでいるものもありますけれども、今、シャッターであったりとか、シャッターも部品が入ったところは、もう1カ所終わっておりますけども、それ以外のところは部品、部材、スレートも含めて、まだ現在ブルーシートで覆っている状況でございます。あと1カ月ぐらいかかるという見込みでございます。

以上でございます。

○委員（帯田裕達）なるべく早く修理して、やっぱり見た目も悪いし、一番災害に強くし、また発動もあることですから、待機所でもありますから、やはり早急に修理をしてほしいと思います。

以上です。

○委員長（持原秀行）よろしく願います。ほかにございませんか。

○委員（井上勝博）関連なんですけれども、私の弟は消防団員なんです、やっぱり台風が来るということで詰所に詰めていると。で、夜中の3時ぐらいに風が強くなって、私の家では乾電池式のトランジスタラジオがなくて、インターネットもつながらないもんだから、これから強くなるんだろうか、弱くなるんだろうか、進路がどうなっているんだろうかということがわからなくて、かろうじて電話は通じたもんだから、その詰所の弟に電話をしたんです。どうなってるかと聞いたら、うちらも情報がないんだと。で、ラジオもないんだということで、全く情報がないという状態だったようなんです。

それで、これはもうラジオぐらいは自分たちで買えばよかつちゅうようなことでもあるんだけど、ただ、やっぱりそういう状況があったということは、ちょっとお伝えしておいたほうがいいかなということなんです。詰所についての情報がなくなるということについてはですね、やっぱりちょっとそこだけなのかなと。どうなんでしょう。

○消防局長（新盛和久）今回の台風においては、停電というのが非常に大きな問題になったわけでございます。停電からテレビがつかなくて情報収集できなかったという中で、FMさつまさん、これが非常に有効だったというような話を聞いております。

したがいまして、今、委員がおっしゃったように情報収集用のラジオにつきましては、台風が終わった後に数台は取り寄せまして、どれがいいかという分について、今、機種を選定をやっているところでございます。今おっしゃったように情報がいつでもとれるように前向きに検討していきたいというふうに考えます。

以上です。

○委員（徳永武次）本当、台風のときの警戒とか、待機とか、大変御苦労さまでございました。ただ、今回は御存じのとおり倒木が多くて、今、団のほうに装備として持っているいろんな機具がございます。

実は、まだ市道が倒木で通れなくなって通行どめになって、持っていращやる装備でなかなか対応できなかった部分があったんです。だから、装備の見直しというか、例えば、大きな倒木があって電話線とかあれて、それで線を切るわけじ

やないんですけど、電柱を引っ張って支えてあるワイヤーなんかがあります。あれなんかが除去できなかったりして、だから、こういうときにワイヤーばさみがあればいいのになと。それで、団はないのかと聞いたら、いや、団は装備してないんですよとか言ったから、だから、そういう非常時の装備のもう一遍見直しをされたほうがいいんじゃないかなと思ったんですけど、どうでしょうか。

○次長兼警防課長（福山忠雄）今、委員から御指摘のとおり、倒木、詰めて、明け方から各消防団の方々に地域を巡回していただきました。その中で、お願いしたのは、特に幹線道路ですけども、倒木があって通行どめがあればすぐに連絡してもらおうと。

で、各分団、全てチェーンソーとか配備しておりますので、持っている資機材で排除できるのであれば、してくださいということで、明けてからすぐに管内を巡回していただきました。

その中で、やはり、今、委員おっしゃったとおり大きな倒木とか、専門的なというか、特殊な装備がなくてはできないということも、こちらにも情報は入ってきましたので、それについては常備のほうですぐに対応できるような体制をいたしております。

で、おっしゃったとおり全て皆、何でも対応できるような装備があればいいということで一番考えたんですけども、今、私どもが今回の台風を踏まえまして、あとどれが必要なのか、あるいはどれだけ要するのかというのを今検討しております。その中で、今おっしゃった電線カッターであったりとか、そういうのを必要であれば各分団一つであったりとか、必要なところにやるとかというのをもまたあわせて検討を今いたしているところでございます。

○委員（徳永武次）なかなか、やっぱり分団に頼らなきゃならん部分ちゅうのがあるわけですから、その辺も見直してぜひそういうふうにしていただければと思います。

以上です。

○委員長（持原秀行）よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

○議員（谷津由尚）1点。この5ページの救急発生状況の大体昨年よりちょっとふえているかな

という、8月は台風の件がふえてるんですけど。以前あった問題で、救急車を極端に言えばタクシーがわりに使う方がいるということもありまして、非常にそれで出動回数がふえてきてると。その肝心の救急を本当に必要な方にいろんな面での障害が出てくる可能性があるというお話があったんですが、それ以後、そちらの状況というのは、今どうなってますか。

○次長兼警防課長（福山忠雄）いわゆる救急車をタクシーがわりにということで、今メーンで、私ども消防庁舎のほうに電光掲示板がありますけれども、行事とか、そういうのがない場合は、今、常に救急車の適正利用を呼びかけるメッセージを流しております。それもあってかどうか。ちょっと、私どもも一生懸命広報とかもやっているんですけども、今現在、ことしのデータでいきますと、平成27年1月から8月末現在の軽症者、いわゆる入院を要しない軽症者の搬送率が全体で14.4%でございます。全国が50%ですので、当然全国より低いわけですけども、昨年、平成26年と比較しまして、1.1ポイント減少、わずかでございますが減少しております。

これにつきましては、医師会も、それから市民健康課も含めまして、いわゆるコンビニ受診も問題になっておりますけども、そういう夜間当番の関係も含めまして救急車の適正利用ということでお願いしているところでございます。

で、今おっしゃられた現状としましては、市民の方々のモラルというか、そういうことになるんですけども、今後も引き続きまして目指すところは、もう30%を切りたいと考えておりますので、引き続き広報・周知に努めてまいりたいと考えております。

○消防局長（新盛和久）谷津議員のほうから、今、適正利用の質問がございました。

これは、国も非常に問題意識を持っておりまして、国のほうで今、救急車の適正利用に関する検討委員会というのをつくっております。その中の委員で、薩摩川内市消防局のほうからも1名出ておりまして、国のほうに今、意見も言える立場にございますので、本市の現状等、今、次長が言ったとおりの現状等も言いながら、そして、これを改善できるふうにしていきたいというふうに思っているところでございます。

以上です。

○議員（下園政喜）車庫詰所について質問ですが、高城東分団陽成部が、ことしつくりかえるという話だったんですけど、なかなか進捗状況が見えませんが、どうなっているか説明いただけますか。

○消防総務課長（鶴屋豊文）今年度の予算で計上しまして、現在、建築住宅課のほうに執行委託をして、設計を今つくっていただいているところであります。もうすぐ設計もでき上がって、工事の入札に入っていくというふうに聞いております。以上です。

○議員（下園政喜）建築物ですので工期的なものもありますので、3月までなんでしょう。だから、そこら辺をよろしく願います。

○消防総務課長（鶴屋豊文）建築住宅課のほうには、工期として3月の末で終わるようにお互いに連携をとりながら進めておりますので、御了承いただきたいと思います。

○委員長（持原秀行）よろしいですか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（持原秀行）質疑は尽きたと認めます。
以上で消防局を終わります。御苦労さまでした。

△社会教育課の審査

○委員長（持原秀行）次に、社会教育課の審査に入ります。

△議案第87号 薩摩川内市公民館条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（持原秀行）それでは、議案第87号薩摩川内市公民館条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の補足説明を求めます。

○社会教育課長（徳留真理子）社会教育課でございます。議案第87号薩摩川内市公民館条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

議案つづりその1の87-1ページ、87-2ページをお開きください。

下飯公民館につきましては、耐震不足により平成25年5月から使用中止としておりましたが、現建物について倒壊の危険性を回避するために、公民館解体に要する経費を予算計上いたしております。

これに伴い、その用途を廃止するとともに、公

民館条例から下甌公民館に関する項を削除するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○委員長（持原秀行） ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。ありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行） 質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

○議員（谷津由尚） 1点質問します。

この公民館は以前、一般質問等で危険性もあるという、倉庫がわりにもなっているとかいろんな事象がありまして、早急にその対応をしますという御答弁をいただいたんですけど、それからちょっと今回のこの議案が上がるまでに相当時間がたってしまったんですけど、その間は何があったんでしょうか。

○教育部長（中川 清） 本件につきましては、さきの臨時会の中で江口議員のほうからも質問をいただいております。

当初の段階では、新しい機能を持った公民館の整備の方針とあわせて実施をしたいということで検討をしてみいました。平成24年に耐震の2次診断で不適格の評価を受けまして、平成25年5月から使用休止をいたしております。

この間、下甌支所の2階に公民館の併設を検討してきました、これを26年の9月補正で予算措置をして、業務設計の中で検討してみいました。結果としまして、当初見込んでおりました改修費用が消防法の特定建築物の摘要を受けるということで、これにかなりの費用が入るということで、再度白紙に戻してゼロベースで検討してきたところです。

で、新しい建屋についてどういうふうにするのかということも当然議論していかなくてはいいんですが、ことしの5月に公共施設の白書ができてまして、今後、現在、直営堅持で示してあります施設を含めて再度検証をするということになっておりますので、この動向も踏まえながら検討する必要がありますということで、当初については解体とあわせて新しい施設の整備の目途ができて、両方提示するという考えでしたが、今ほど申し上げました公共施設の白書の関係もございまして、先行して解体から実施をするということで、方針を

少し変えたところでございます。

以上でございます。

○議員（谷津由尚） ありがとうございます。事情はわかりました。で、やはり地元の方の立場で言わせていただきますと、やっぱりそんなに時間がかかるのかなという印象がありまして、そういうふうにはみんなお感じになるものですから、内部的にはいろんな方針変更があったのは、もう今理解しましたが、今後も、例えば公共施設白書等々でもありましたし、今後もこういう案件というのは出てくるだろうと思いますので、その辺の物事の判断に至るまでのそのプロセスを速やかにやっていくとか、その辺の内部的なシステムとか、そういうことについては今お考えにはなっておられないですか。

○教育部長（中川 清） 下甌の公民館につきましては、先ほど申し上げました25年5月の使用の休止から、その都度、締め、締めで地元のほうには説明に行っております。結果として、市のほうの方針です。これは予算要求、査定ということも踏まえまして実施しておるんですが、なかなか地域の皆さん方の思いどおりにはいかないということもあります。引き続き状況等が締め、締めのときには提案はしてみたいと思いますが、これも一貫して地域の住民の方々に御説明しておりますのが、いわゆる下甌公民館がなくてはならない理由というのもぜひお示しをいただきたいということをお願いしております。その中で出てまいりますのは、公民館でなければいけないという部分が、例えば敬老会であつたり、成人式であつたりというようなものでしかないものですから、そのほかにどういったことを利用されたいんですかということもお願いをしている中で、先ほど申し上げましたような公共施設の白書も出ましたので、全庁的な議論も少し時間がかかるということで、今回、先行して解体をすることにいたしましたけども、今後も、この公共施設の白書の動向を見ながら、随時情報の提供はしてみたいというふうに考えています。

以上でございます。

○委員長（持原秀行） よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行） では、質疑は尽きたと認めます。

これより討論、採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）討論はないと認めます。

これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

△議案第164号 平成27年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（持原秀行）次に、審査を一時中止しております議案第164号平成27年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題といたします。

当局の補足説明を求めます。

○社会教育課長（徳留真理子）それでは、補正予算について御説明いたします。予算に関する説明書の58ページをお開きください。

10款5項1目社会教育総務費は、異動等に伴う職員給与費の調整でございます。

同じく3目公民館費の中央公民館費も職員給与費の調整でございます。

59ページをお開きください。

地域公民館施設設備整備費は、下甕公民館解体に要する経費でございます。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○委員長（持原秀行）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑を願います。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）質疑はないと認めます。

ここで本案の審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（持原秀行）次に、所管事務調査を行います。

まず、当局に説明を求めます。

○社会教育課長（徳留真理子）それでは、総務文教委員会資料の1、2ページをお開きください。

今年度の新規事業として、わくわく薩摩川内土曜塾に取り組んでおりますが、本日は9月号のチラシをお示ししております。明後日、26日が今月の第4土曜日になりますが、毎月第4土曜日のプログラムを中心に、子どもたちの多様な過ごし方を提案しているものです。このチラシを全ての児童・生徒に毎月配布しております。

参考までに、8月までの参加状況につきまして、2ページの下段にお示ししております。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○委員長（持原秀行）ただいま当局の説明がありました。これより所管事務全般の質疑に入ります。御質疑を願います。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）質疑はないと認めます。

以上で社会教育課を終わります。御苦勞さまでした。

△中央図書館

○委員長（持原秀行）次に、中央図書館の審査に入ります。

△議案第88号 薩摩川内市図書館条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（持原秀行）それでは、議案第88号薩摩川内市図書館条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の補足説明を求めます。

○中央図書館長（本野敬三）中央図書館でございます。よろしく願いいたします。

議案第88号薩摩川内市立図書館条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。

議案つづりその1の88-1ページ、88-2ページをお開きください。

今回の改正は、市立図書館下甕分館と鹿島分館の2分館の移転と用語の整理について、主要な規定の整備を図ろうとするものです。

市立図書館下甕分館につきましては、下甕公民館の耐震不足に伴い使用休止となり、下甕支所内に仮移転しておりましたので、今回の公民館条例の改正にあわせ提案したものでございます。

また、鹿島分館につきましては鹿島支所内にありましたが、国民文化祭開催にあわせた恐竜化石展示場となるため、鹿島公民館へ移転するものです。

以上で説明を終わります。よろしく御審査賜りますようお願いいたします。

○委員長（持原秀行）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑を願います。

○委員（井上勝博）済みません、今説明されたのかと思うんですが、確かにというか、2カ所を1カ所にする——今、私勘違いしておりました。2カ所を1カ所にするというふうに理解しているんですけど、ちょっとそれじゃないということについて説明をお願いいたします。

○中央図書館長（本野敬三）下甑の分館につきましては、下甑の公民館内にありましたけれども、耐震不足で今のところ下甑支所内に仮移転しておりますので、今回の公民館条例の改正に合わせて図書館の位置を変えたいということでございます。

それから、鹿島のほうは、鹿島の支所内に分館がございましたけれども、それを国民文化祭で恐竜化石展示場となるために、鹿島の公民館のほうに、そちらのほうは移転したいということです。

以上です。

○委員（井上勝博）それぞれ2カ所は2カ所のままですね。わかりました。

○委員長（持原秀行）ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）質疑はないと認めます。

これより討論、採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）討論はないと認めます。

これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

△議案第164号 平成27年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（持原秀行）次に、審査を一時中止しておりました議案第164号平成27年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題といたします。

当局の補足説明を求めます。

○中央図書館長（本野敬三）中央図書館の補正予算について説明いたしますので、予算に関する説明書の59ページをお開きください。

10款5項4目図書館費では、932万8,000円の減額補正を行うもので、補正の内容は、4月の人事異動に伴う職員給与費の調整でございます。

以上で説明を終わります。審査方、よろしくお願い申し上げます。

○委員長（持原秀行）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）質疑はないと認めます。

ここで本案の審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（持原秀行）次に、所管事務調査を行います。

当局から報告はありませんか。

○中央図書館長（本野敬三）今回では特にございません。

○委員長（持原秀行）これより所管事務全般の質疑に入ります。御質疑願います。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）質疑はないと認めます。

以上で、中央図書館を終わります。御苦労さまでした。

△少年自然の家の審査

○委員長（持原秀行）次に、少年自然の家の審査に入ります。

△議案第164号 平成27年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（持原秀行） それでは、審査を一時中止しておりました議案第164号平成27年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題といたします。

当局の補足説明を求めます。

○少年自然の家所長（峯 満彦） 少年自然の家です。よろしくお願いします。

補正予算について御説明申し上げます。予算に関する説明書の59ページをお開きいただきたいと思います。

10款5項1目少年自然の家費、減額48万4,000円は、4月の人事異動に伴う人件費の調整分でございます。

以上、よろしく御審査くださるようお願いいたします。

○委員長（持原秀行） ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行） 質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行） 質疑はないと認めます。

ここで本案の審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（持原秀行） 次に、所管事務調査を行います。

まず、当局に説明を求めます。

○少年自然の家所長（峯 満彦） 別紙総務文教委員会資料の3ページをごらんください。

本所は、これまで青少年の健全育成に主眼を置きつつも、本年3月議会における条例改正に基づき、さらなる生涯学習の推進、施設の有効活用を目指し、一般成人を対象とした団体の受け入れ、また主催事業の実施を通して利用者の拡大推進に努めてきております。

今回は、その一般成人を対象とした主催事業の現状、成果及び課題について報告するものでございます。

まず、より多くの市民の皆様に自然に親しみ、自然の素材を活用した創作活動を通して自己実現を目指す、てらやまんち森の学校を年8回実施し

ております。毎年、内容や回数等を工夫し、これまで実施いたしました3講座も募集定員を上回る参加希望をいただいております。

続きまして、4ページの2には、交流・触れ合いを楽しんでいただく2事業が掲載してございます。新規事業としまして、てらやまんちほっとサロンを実施いたしました。30代から80代の参加者の皆様には、ネックレス作成、手づくりピザ等を楽しんでいただき、非常に好評でした。

また、2年目となる元気はつらつスクールは、高齢者の方々を対象に、パークゴルフと、本年度は甕島特産のキビナゴを使った調理を楽しんでいただく予定でございます。

第3の事業としまして、地域の青少年教育指導者の資質と意欲の向上を図る地域指導者養成講座を新規に実施いたしました。地域全体で子どもを守り育てたいという高い意識を持った20名の地域指導者の方々が参加されました。今後も地域子ども会やPTA等の指導者との連携強化を図っていききたいと考えております。

次に、これまでの成果でございますが、利用者の皆様の反応にありますように、学び、活動する喜びや交流する楽しさ等を参加者の皆様には存分に味わっていただき、満足いただける事業となっているのではないかと考えます。

未開催の事業につきましても、参加者の皆様に喜んでいただけるよう努力する所存でございます。

最後に、今後の課題といたしまして、一般成人の方々における本所の認知度をさらに高める広報活動の工夫、利用する際のニーズの聞き取りなどを行いながら、関係機関との連携をさらに深めたいと考えております。

さらには、成人団体への出張指導を実施し、主催事業では生涯学習における仲間づくり等を行い、そのメンバーの皆様が自主活動グループとなり、定期的に本所を利用し、それらの輪が広がってくれればと考えているようなところでございます。

このような取り組みを通して、一般成人における生涯学習のさらなる充実と、本所の利用者数の拡大を図っていききたいと考えております。

以上で説明を終わります。御審査のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長（持原秀行） ただいま当局の説明がありました。これより所管事務全般の質疑に入ります。御質疑を願います。

○委員（徳永武次）少年自然の家は施設が広いんですけど、今度の台風１５号で施設の倒木なんかも結構あったんですけど、その後の整備状況は進んでいるんですか。被害と両方教えてください。

○少年自然の家所長（峯 満彦）今回の台風１５号の被害ですが、冒険の森、キャンプ場、野外炊飯場、自然散策道など多大な被害をこうむっております。１５号が過ぎ去った後に、職員作業におきましてキャンプ場、野外炊飯場等は、宿泊学習が夏休みに１団体、台風の後ありましたので、もうすぐ使えるように全力で復旧作業を行ったところでございます。

冒険の森につきましては、市役所側から吹く東風が非常に強くて、もう多大な被害をこうむっております。今、できる範囲で職員作業を行いながら復旧作業費によって業者の方にも入っていただき、安全を確保しながら、なるべく早く使えるような状態には持っていきたいと考えているところです。

以上です。

○委員長（持原秀行）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）質疑はないと認めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）質疑はないと認めます。

以上で少年自然の家を終わります。御苦労さまでした。

△教育総務課及び学校教育課の審査

○委員長（持原秀行）次に、教育総務課及び学校教育課の審査に入ります。

△議案第８６号 育英小学校屋内運動場新增改築（建築）工事請負契約の締結について

○委員長（持原秀行）それでは、議案第８６号育英小学校屋内運動場新增改築（建築）工事請負契約の締結についてを議題といたします。

当局の補足説明を求めます。

○教育総務課長（鮫島芳文）それでは、議案つづりのその１の８６の１ページをお開きください。

議案第８６号育英小学校屋内運動場新增改築工

事請負契約の締結についてを御説明いたします。

提案の理由につきましては、さきの本会議で部長が説明いたしましたので、省略させていただきます。

今回、締結したい契約の内容につきましては、契約の目的は、育英小学校屋内運動場新增改築工事でございます。

契約の方法は、総合評価一般競争入札による契約。

契約金額につきましては、２億６，７８４万円で、契約の相手方は薩摩川内市隈之城町２８５番地の株式会社吉満組、代表取締役吉満光二郎氏を代表者とし、株式会社内野組を構成員とする吉満・内野特定建設工事共同企業体でございます。

工事概要といたしましては、次のページの２ページをお開きください。参考の４の施設内容といたしましては、構造は鉄筋コンクリート造、１階建て、延べ床面積９７３平米でございます。工期につきましては、議決の日から来年の３月３１日までの６カ月間でございます。

次のページ以降に、位置図、配置図、平面図、立面図により今回施工しよういたします屋内運動場の内容をお示ししてございます。延べ床面積におきましては、今の屋内運動場より１．８倍広くなりまして、平面図にもありますようにアリーナ部分を広くとり、一昨年建設の亀山小学校屋内運動場と同等の広さを確保しております。

今回整備する屋内運動場は、８６の２ページの次のページにありますとおり、既存の屋内運動場とは別の場所に、校庭の西側に整備することとしているところでございます。

なお、契約期間が約６カ月で、標準工期の８カ月に満たないため、今回の議案の議決をいただき次第、国庫補助の繰り越し協議を国と行いまして、協議完了後に１２月議会もしくは３月議会におきまして繰越明許費補正をお願い申し上げて、工期の延長をする予定にしているところでございます。

以上で議案第８６号の説明を終わります。よろしく御審査くださいますよう、お願い申し上げます。

○委員長（持原秀行）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑を願います。

○委員（徳永武次）平面図でちょっと、これは恐らく災害時のあれになっているんですよね。そ

れと、亀山とかシャワー室とかそういう設備があったんですけど、この辺の設備内容ちゅうのをちょっと教えていただきます。

○教育総務課長（鮫島芳文） 今回の平面図を見ていただければと思います。まず、平面図の玄関の横にちょっと空白になっているところがあります。ここは一応倉庫という形にはなっておりますけども、こここのところにインターネットのライン、それからテレビ、そういうものが接続できるようになっております。災害時には、ここで詰所業務ができるような状況になっております。

また、トイレ、それから更衣室、ここについては既存の今の育英小学校の体育館にはございまして、これは新しく設置して、更衣室のところにシャワー施設も設置している形になっているところでございます。

以上でございます。

○委員長（持原秀行） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行） 質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行） 質疑はないと認めます。

これより討論、採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行） 討論はないと認めます。

これより採決を行います。本案は原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

△議案第164号 平成27年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（持原秀行） 次に、審査を一時中止しておりました議案第164号平成27年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題といたします。

当局の補足説明を求めます。

○教育総務課長（鮫島芳文） 教育総務課分についての補正について御説明申し上げます。予算に関する説明書の54ページをお開きください。54ページでございます。

歳出につきましては、10款1項2目事務局費、事項事務局管理費につきまして、1,857万6,000円の減額補正をするものでございます。内容といたしましては、ことしの4月の人事異動に伴う人件費の増減調整等でございます。また、臨時職員雇い上げ料の増額につきましては、今回、わくわく薩摩川内土曜塾等の新規事業実施に伴いまして、業務増対策といたしまして臨時職員2名の雇用にかかわる経費を計上してございます。

次に、予算に関する説明書の55ページをお開きください。

2項1目小学校管理費、事項小学校管理費を3,669万5,000円増額補正するもので、内容といたしましては、人件費につきましては、ことしの4月の人事異動に伴う人件費の増減調整でございます。

また、説明欄にあります備品購入費の3万円につきましては、水引地区在住の個人の方から、水引小学校の学校図書室への図書購入のために活用してほしいという寄附をいただいております。備品購入費を増額いたしております。

次に、2目小学校教育振興費、事項小学校近代教育設備費の850万円の増額補正につきましては、小学校の教員が指導案策定等に使用いたします校務用のパソコン約460台のセキュリティ対策といたしまして、パソコンの一元管理ソフトを導入し、遠隔操作でWindowsアップデートを実施し、セキュリティのシステムセキュリティレベルを上げるための業務委託と、ウイルス感染防止対策として、教員用のメールアドレスを設定するためのメールアカウント設定業務委託に係る経費を増額補正いたしましたところでございます。

次に、3目小学校建設費、事項小学校諸施設整備事業費の644万4,000円の増額補正につきましては、小学校へ学校施設の老朽化等によりまして外壁落下防止及び屋根等の改修に必要な改修工事のために、可愛小学校南・中・管理校舎、それと、川内小学校南校舎、隈之城小学校南校舎及び屋内運動場、永利小学校北校舎の設計業務委託を行うための経費を補正するものでございます。

次に、56ページをお開きください。

3項1目中学校管理費の事項中学校管理費を977万7,000円減額補正するもので、内容といたしましては、人件費につきましては、ことし

の4月の人事異動に伴います人件費の増減調整でございます。

また、備品購入費の3万円につきましては、小学校管理費と同様に、水引地区の在住の個人の方からの寄附によります備品購入費の増額分でございます。

次に、2目中学校教育振興費の教育総務課分につきましては、説明欄の2つ目の事項の中学校近代教育設備費の480万円を増額補正するものでございます。中学校教員が指導案や教材作成等に使用する公務用パソコン260台のセキュリティ対策といたしまして、小学校と同様、パソコンの一元管理ソフトを導入し、遠隔操作でWindowsアップデートを実施する業務委託と、ウイルス感染防止対策といたしまして、教員用のメールアドレスを設定するためのメールアカウント設定業務委託を行うものでございます。

次に、57ページをお開きください。

4項1目幼稚園管理費、事項幼稚園管理費を188万5,000円増額補正するものでございます。今回の4月の人事異動に伴う人件費の増減調整等でございます。

続きまして、歳入につきまして御説明を申し上げます。

19ページをお開きください。

18款1項8目1節教育費寄附金の小学校寄附金と中学校寄附金の各3万円につきましては、歳出でも説明いたしましたが、水引小・中学校の学校図書室への図書購入のために活用してほしいという理由で寄附をいただいたものでございます。

以上で教育総務課分の補正の説明を終わります。よろしく御審査賜りますようお願い申し上げます。

○学校教育課長（原之園健児） それでは、学校教育課に係る補正予算の歳出予算について御説明をさせていただきます。

予算に関する説明書、54ページをお開きいただきたいと思っております。

10款1項3目教育振興費、事項教育育成費285万2,000円の増額は、土曜事業、わくわく薩摩川内土曜塾の一環として実施しております基礎・基本学習講座の申し込みが、当初予定の人数を大きく超過したことに対応するために要する経費と、市立幼稚園や小学校で、学習障害や発達障害等のため教育上、日常生活上の特別な支援を必要とする障害のある園児や児童に対して、学校

生活上の介助や学習活動上の支援を行うため、特別支援教育支援員を4名配置するために必要な経費の増額補正を行うものでございます。

同じく、事項スクールソーシャルワーカー活用事業費は、年々増加しております相談件数に対応し、家庭訪問や関係機関との連携など、細やかな対応をするために必要な経費の増額補正を行うものでございます。

56ページをお開きください。

3項2目中学校教育振興費、事項中学校扶助費1,000万円の減額は、水引小・中学校スクールバス用バス借り上げ料の入札執行残に伴う減額補正でございます。

57ページをお開きください。

4項2目幼稚園教育振興費、事項幼稚園扶助費43万2,000円の増額は、子ども・子育て支援法改正に伴う幼稚園システム改修に係る経費の増額補正でございます。

60ページをお開きください。

6項3目給食センター費、事項給食センター管理費326万3,000円の減額は、平成27年4月の人事異動に伴う職員給与費等の減額補正でございます。

以上でございます。よろしく御審査賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（持原秀行） ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。ありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行） 質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行） 質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（持原秀行） 次に、所管事務調査を行います。

まず、当局に説明を求めます。

○教育総務課長（鮫島芳文） それでは、総務文教委員会資料の5ページをお開きいただきたいと思います。

公立学校施設の閉校等によります文部科学省への財産処分手続についてを御説明申し上げます。

1の文部科学省における財産処分手続の概要に

つきましては、(1)の財産処分制限期間完了となった学校施設につきましては、施設を無償や有償で処分にかかわらず、補助金の返納や文部科学省への手続は不要でございます。

米印にありますように、処分制限期間につきましては、公立文教施設の場合、鉄筋コンクリート造が60年、それと鉄骨造が40年、木造が24年となっております。

(2)の財産処分制限期間内に建物を無償もしくは有償で処分した場合、大きく10年以上経過した場合と、10年未満の場合の2つの区分での事務処理となっているところでございます。表にありますように、建物を無償で転用、貸し付け、譲渡、取り壊しする場合は、建築後10年以上経過した建物につきましては、文部科学省へ報告手続をすれば、補助金を返納または学校施設の維持管理金の積み立てをする必要はなく、建築後10年未満の建物につきましては、文部科学省への財産処分申請を行い、かつ補助金の返納を行うことになります。

建物を有償で貸し付け、譲渡する場合でございますが、建築後10年以上経過した建物につきましては、文部科学省への財産処分の承認申請を行い、かつ、処分する施設の補助金相当額を学校施設の維持管理費に積み立てをすればよく、建築後10年未満の建物につきましては、文部科学省への財産処分の承認申請を行い、かつ、補助金を返納する必要があります。

米印にありますように、10年未満の施設の場合、原則として無償及び有償にかかわらず、補助金の返納が生じまして、財産処分承認申請を文部科学省に行なうことになります。

閉校した施設のうち、これに該当するものにつきましては、旧澹浪小学校の平成18年度に建設の特別教室棟が1棟該当するところでございます。

続きまして、2の10年以上経過した建物で、建物を有償で貸与、譲渡することによって基金積み立てを行う場合の概要につきましては、売却金額や貸与する使用料等による収益の補助金相当額と、施設の残存価格の補助金相当額を比較し、廉価、つまり安いほうの価格を基金の積立額にすることとなっております。

(2)の具体例をもとに御説明を申し上げます。

建築後45年を経過した鉄筋コンクリート造の施設について、建設当時、補助率2分の1で

6,000万円の補助金を受けて整備した学校を、2,000万円で売却する場合の基金への積立額につきましては、①の売却金額のうち補助金相当額の計算式による売却金額に補助率を掛けた額による1,000万円と、②の売却する建物の補助金相当額の計算式により算出した額1,500万円を比較し、廉価、安いほうの額である①の売却金額のうちの補助金相当額1,000万円が学校施設整備のための基金として積み立てる金額となる形になります。このような形で処分する形になる予定でございます。

以上、学校施設の閉校等による文部科学省への財産処分手続についての説明を終わります。よろしく御審査賜りますようお願い申し上げます。

○学校教育課長（原之園健児） それでは、引き続き学校教育課の説明をさせていただきます。

総務文教委員会資料6ページをごらんいただきたいと思います。

児童生徒が土曜日を有意義に過ごすことができるように、第4土曜日に行っております土曜学習、わくわく薩摩川内土曜塾の一環として、学校教育課で実施している基礎・基本学習講座の状況について御報告をいたします。

学校以外でも学習したい小学5、6年生と中学生を対象に、国語、算数、数学、英語につきまして、退職校長会や純心女子大学生を講師にして、5月から4回実施してまいりました。講師につきましては、退職校長会4名、純心女子大学学生を多いときには12名、そのほか指導主事11名が学年、教科を分担して実施しております。

参加状況は、(4)参加者のとおりでございますが、5月、6月は200名を超える児童生徒が参加しております。7月、8月は会場の関係で小中学生を1回ずつ実施したところでございます。

1学期途中には要保護、準要保護家庭の認定を受けた家庭に改めて、基礎・基本学習講座について案内し、学校以外で学習する機会があることを周知して参加を呼びかけたところでございます。

参加者の感想としまして、小学生では、「友達ができ、他の学校の人とも学習できてよかった」「忘れていたところを思い出し解くことができた」「苦手なところを復習し自信が持てた」「講座で算数の楽しさがわかった」「プリントは解けるとたくさんやりたいと思った」などがございます。

中学生では、「受験があるので土曜塾でしっかり

と復習をしたり、他の学校の人とも交流を深めたい。」「英語での表現の仕方がわかった。」「教え方がわかりやすい。」などを聞かれたところでございます。

内容につきましては、2の学習内容にも示しておりますとおり、各教科、学年ごとにテーマを設定しまして、基礎・基本的な内容、思考・判断力を問う問題等を準備して取り組んでいるところでございます。

続きまして、7ページのほうをごらんいただきたいと思います。

本市の不登校児童生徒についての御説明をいたします。

平成26年度の全国の不登校の状況につきまして、8月7日に報道がなされたところでございますが、本市の状況につきまして報告をいたします。

本市の不登校の状況は、資料にも掲載しておりますとおり、26年度は小学生6人、中学生43人、計49人でございまして、昨年と同様な状況でございました。

二つ目の表に、全児童生徒に対する割合を出現率で示してございます。26年度の全国の出現率は、新聞報道がなされた際の速報値を掲載しております。26年度の本市の小学校では0.11で、25年度、26年度の状況から、全国の4分の1、県の2分の1程度の出現率となっております。

また、同じく26年度の本市の中学生の出現率は1.56であり、25年度、26年度の状況から見て、国や県の2分の1程度となっております。

その理由といたしまして、学校の不登校児童生徒へのかかわりはもちろんのこと、本市が実施している小中一貫教育により、小学生が授業交流や交流活動を通して中学校の教職員や中学生との人間関係ができてることなどから、中学校入学への不安感の減少につながっていること。また、学校復帰を目指す児童生徒が通級できる適応指導教室を設置していること。相談体制を整えていることが上げられると考えております。

適応指導教室は、不幸校児童生徒に触れ合いの機会を提供し、学習の補充や体験活動を通して自立心や社会性等の能力を養い、学校復帰ができるように指導・援助を行う教室でございまして、本市では、(通称)スマイルルームと呼んでおります。

スマイルルームの通級状況は、3の表に示してあるとおりでございますが、平成26年度は小学

生1名、中学生18名が通級しており、不登校児童生徒の利用がふえている傾向にございます。

また、教育相談体制につきましては、心の教室相談員を延べ7名、7中学校に配置しております。スクールソーシャルワーカーは、2人を拠点校の2校に配置し、拠点校から担当中学校に出向くようにしております。

スクールカウンセラーは5名配置しておりますが、このスクールカウンセラーは、県教育委員会が要請に応じて市内の小・中学校に派遣するようになっております。相談内容及び相談回数は、相談員の種類別に記載してございますけれども、不登校に関する相談内容が最も多く、全体の3割から4割を占めております。

相談者は、児童生徒だけでなく、保護者や教職員からの相談を受けたり、校内研修での講師として指導・助言を行ったりしております。

教育委員会では、学校では担任が一人で抱え込むことがないように、チームとしてしっかりと取り組むことや、そして学校、相談員、スマイルルーム等がそれぞれ取り組むのではなくて、情報を共有しながら連携して取り組むように指導をしているところでございます。

以上でございます。よろしく御審査賜りますようお願いいたします。

○委員長（持原秀行） ただいま当局の説明がありましたが、これより所管事務全般の質疑に入ります。御質疑を願います。

○委員（井上勝博） まず、公立学校施設の閉校等による財産処分のことなんですが、具体的には、旧澹浪小については該当すると。それ以外には該当するところがないというふうに確認していいんでしょうか。

それから、旧澹浪小についてのこの返納金については、どのぐらいの金額になるのかということです。

それから、7ページの不登校児童生徒についてなんですけど、この不登校児童という定義なんですけれども、例えば1週間に一日、二日学校に來ているという子どもについて、これを不登校というふうに考えるのか。これをグレーのゾーンというふうにもなるんじゃないかと思うんですけど、そういう定義をちょっと、どういう定義になっているのかということをお教えください。よろしくお願ひします。

○教育総務課長（鮫島芳文） 滄浪小につきましては、先ほど説明申しましたように、10年という期間、10年を境に10年未満のものについては返納という状況ができますけども、10年を超えれば返納じゃなくて、補助金の報告等で済むという形になります。滄浪小の場合18年ということで、28年になると10年を過ぎますので、その時点で補助金の返納がなくなるという形にはなるんですけども、それまでについて、あと1年はどうしても何らかの形で有償で活用するという形になると、補助金の返納が出てくる形になります。

それと、補助金の返納額については、総事業費の中から鉄筋コンクリート造ですと60年ありまして、今9年かかっていますので、9年分を差し引いた額が補助金の返納分という形になります。多分2分の1でつくっていますので、ここに当時幾らでつくったかという資料を持ってきていませんので、明確にお答えできませんけれども、基本的には60年ありますので、9年今かかっている部分を引いて、そして補助率が2分の1ですので、それを2分の1掛けた部分が返納する金額になるという形になります。

○学校教育課長（原之園健児） 不登校についての定義でございますが、不登校を理由にという、病気とか、けがとか、いろんな欠席の理由がございますが、その中でも病気とか、けがは除きまして、明らかに不登校の原因であろうと思われることが理由になっている子どもが、年間30日以上欠席した場合に、不登校というふうにカウントするようにしてございます。

そして、適応指導教室等に通級した場合は出席の取り扱いというふうな場合もできるようになっているところでございます。

以上でございます。

○委員（井上勝博） 年間30日以上欠席の場合、不登校ですね。そうすると、30日以上欠席、月にどのぐらいですか。何日ぐらい通えば不登校でなくなるということになるんですか。

○学校教育課長（原之園健児） 30日を、夏休みとか、冬休みの長期休業中を除きますと約10カ月、190日から200日が出席日数でございます。30日と申しますと、月に3日程度の欠席の場合になりますが、不登校の場合は、ずっと年間通して欠席している子どももございまして、あるいは、年度途中から欠席になる子どももいま

して、一概に月に何日というところは少し説明が難しいところでございます。

○委員（井上勝博） 前、学校名は言いませんけれども、不登校の子がいて、週に1回登校すれば、とりあえずクリアできるみたいな話があったものですから、不登校ということについていえば、やっぱりそういう傾向のある子たちもいるんだと思うんです。傾向のある子たち。その傾向のある子たちというのがこの表には出てこないわけで、やっぱりその辺については何らかの傾向のある子たちがどのくらい潜在的にいらっしゃるのかということは、やっぱり考えていく上で、これ全国平均より低いよというふうなこともなんだけれども、しかし、そういうことも含めてやっぱり考えてなくちゃいけない。

それから、不登校そのものについては、何らかの原因があって、その子が悪いわけじゃない場合があるわけです。いじめだとか、そういう場合。そういった場合に、無理やり学校に行かせるというのは、かえって問題が大きくなる可能性もあるんで、行きたくないときには、もう行かなくていいよというふうに言う場合もありますよね。

そういったことについてのこの不登校の数字だけを見るのではなくて、そういう不登校をしたほうがいいと、もう学校に行かないほうがいいというようなそういう判断もしなくちゃいけない場合があるんですけども、その辺についてはどのように学校としてはお考えで進めていらっしゃるのでしょうか。

○学校教育課長（原之園健児） 委員がおっしゃるとおり、不登校児童生徒だけではなくて、傾向のある子ども、確かに30日未満の子どもたちもおります。

学校としましては、そういう子どもたち一人一人の状況等も踏まえながら、週に1回とか、あるいは月に数回学校の中で生徒指導部会、あるいは不登校対策委員会等を開きながら情報を共有化して、チームを組みながら対応するようにしてございます。

中にも、不登校の原因はさまざまでございます。家庭上の問題であったり、人間関係であったり、あるいは情緒的困難であったりとか、いろいろ、さまざまに一人一人が原因が違いますので、そのところをきちんと見きわめながら、臨床心理士等のスクールカウンセラーであったり、本人たち

がもし病院等で、臨床内科等で通院している場合は、そういう主治医の意見等も参考にしながら、子どもの状況に応じてある程度の登校刺激を与えたり、あるいは控えたりしながら、取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○委員長（持原秀行）ほかにありませんか。

○委員（徳永武次）子どもたちの不登校とか、その辺は十分理解もしているんですが、相談状況の中に、教職員の心の教育相談とか、スクールとかあるんですが、学校現場も非常難しくなっていると思うんですけど、産休とかそういうのは別で、病気で長期休養されている先生方ちゅうのは、どのぐらい管内にいらっしゃるんですか。

○学校教育課長（原之園健児）平成27年度長期休業中の教職員は3名おります。

○委員長（持原秀行）ほかにございませんか。

○委員（徳永武次）大体長期といっても、1年とか、そういうことですか。

○学校教育課長（原之園健児）休職につきましては、1年ずつ3年間とれるわけですけども、一応大体基本的に1年という形になっております。

○委員（今塩屋裕一）不登校に関することで御質問なんですけど、今回、不登校の子と話をする機会がありまして、男子の生徒、女子の生徒と、学校がどうなんだろうというのを遠回しに聞きながら、直接というか、ストレートに話をするんじゃないかなんですけど、いろんな意味で引き出そうと思ひまして話をする機会がありまして、そのときに女子の生徒だったんですけど。

学校に行けば、どうしても学校に来いということと言われて、行ったら、片や優しい先生がいたり、厳しい先生がいたり、たまに久しぶりだったなという感じで、そういう意味で優しく声をかける先生もいたり、厳しく言う先生もいたり、女子の生徒に聞きますと、その大人と話をするのが非常に怖いというか、何か難しいというか、そういうのを見まして、全国的に不登校というのがふえる中で、この前、メディアで特集してて、NPO団体がそういった子どもたちを寄せて、少しでも学校に行かす習慣づけじゃないですけど。

そういうのをやって、学校が楽しいと意見を子どもたちが言っているのがあったんですけど、薩摩川内市でも、やっぱりそういった不登校に対応するような施策というか、子どもたちに少しでも、

昼からでもいいですし、1時間でもいいですし、学校に来るような施策というのは今後考えていく。そして、子どもに応じた、例えばこういったスクールカウンセラー、対応する方がいらっしゃると思うんですけど、年齢的に若い方がいいのか、年寄りの方がいいのか、その辺を含めてどういった施策が、今後は不登校に対応する考えはないのか、もしよかったら聞かせてもらえればと思います。

○学校教育課長（原之園健児）今、御説明をさせていただきましたように、いろんな種類の相談員等を配置しておりますけど、自宅から学校に登校できるようになるのは、一気にというのは非常に難しい状況がございますので、まず一つ、学校に復帰をするための準備段階の場所として、スマイルルームという場所を学校施設外のところに設置して、まずそこに行って、そこで友達同士で学び合ったり、あるいは活動したりして、なるべく楽しい生活を過ごしながら、学校へ向けて登校の準備をするという、ワンクッションを置く役割を果たしているのがスマイルルームであろうと考えております。

それと、学校に行きましたら、いきなり教室というのは非常に難しい部分もございますので、心の教室、相談室ということで、そこに相談員が来て話を聞いてあげたりする場があったり、保健室であれば、養護教諭のほうが対応したりということで、その子のニーズになるべく応じた形で対応ができるように、人の配置等、相談員の配置もお願いしてございます。

それと、特に不登校につきましては、専門的な臨床心理士等のアドバイスということが学校現場には不可欠でございますので、そこらの部分につきましては、県が派遣しているスクールカウンセラー等を活用すること。

それと、家庭と学校を結ぶ、あるいは、いろんな関係機関と家庭と学校を結ぶという機能的な役割を果たしてくださっているのが、スクールソーシャルワーカーということで、いろいろな立場で子どもたちのニーズに応じた形で、今、相談員等の配置、そしてスマイルルームをしているところですので、そちらのほうをさらに充実させていきたいと思っているところです。

で、補正のほうもお願いしました。スクールソーシャルワーカーの活動を充実するために、また補正等もお願いしたところでございます。今、

現状をさらに充実させていく方向で考えていきたいと思っているところでございます。

以上でございます。

○委員（今塩屋裕一） 確かに一人の生徒は、今現時点でスマイルルームに行っているらしく、スマイルルームの担当のほうは、すごく、スマイルルームにも行きやすい対応もあったんですけど、また行かなくなったというのも聞いておりますし、これは年齢層というか、先生のそういう対応する方々というのは年齢的に何歳ぐらいの方がいらっしゃるんですか。

○学校教育課長（原之園健児） 心の教室相談員は、退職をされた養護教諭の先生方であったり、教職経験者でございます。

それと、スクールソーシャルワーカーにつきましては、40代、50代の資格を持たれた、保護司をされている方、あるいは保健福祉の資格を持たれた方でございます。県から派遣していただいていますスクールカウンセラーにつきましては、臨床心理士であったり、メンタルクリニックに所属されていたり、大学の保健管理センターで仕事をされていらっしゃる方々でございまして、年齢はそれぞればらばらでございます。

○委員（井上勝博） ちょっと今の資料とはもう離れてしまうんですけども、小学校で使う、例えば体育祭のときに使う拡声器用のアンプとかということについては、もし壊れてたり、交換が必要なときというのは、これは備品扱いで、その予算の中で使っているものなんじゃないかと思うんですけども。

ちょっとこれは私の勘違いなのかもしれないけども、樋脇小学校で50万ぐらいのアンプを、山を売ったお金というのがあってそれで買って、樋脇小学校にあげたという話を聞いて、50万もする、そういう教育に必要不可欠なものですから、そういうものをなぜ学校が予算で使ったんじゃないかって、そういう宝です。地域のその山の木を売ったものだというふうに聞いたんですけど、そういうもので買わなきゃいけないのかなというのを不思議に思ったんですが、その辺については御存じですか。

○教育総務課長（鮫島芳文） ただいまの樋脇の山を売ってというのは、ちょっと存じておりませんが、基本的には、小学校で使います道具につきましては、教育総務課のほうで購入をしてい

きます。要求があって、そういう音響施設整備がどうしてもふぐあいということであれば、体育祭前であれば、こちらのほうで補修等をかけたりして、使えるものはそのまま補修で、確実にもう全てが使えないということで、新たに購入というのをやる形でしております。

例えばですけども、今回ではございませんが、12月に実際予算を計上する予定の、実は、ある学校で50万円寄附したいという方がおられます。それはある小学校で、お母さんが死去されてという分で、小学校に50万円という形。そういう形で、多分山を売ったお金があったので多分寄附をされて、学校側がその寄附で音響施設を買われたということじゃないかなということが推測はされるところでございます。

○委員（井上勝博） 私が聞いた話では、不正確なのかもしれないで、直接本人から聞いてはいるんですよ。だけど、必要不可欠な備品と、なくたって教育には支障ないよというものというのはあると思うんです。例えば体育館のどんちょうとか、これは備品扱いされないんだよということを聞いたんですけども、どんちょうは寄附でも集めてつくったりとか、ピアノのカバーとかというのは、学校の備品扱いにされてないんですよという話をされて、それで、それは寄附ですと。

しかし、それは確かに必要不可欠なものじゃなくて、あったらいいねというものではあるんで、それはそれでしょうがないのかなという気もするんですが、ただ、そういうアンプとかというものについては、やっぱり学校の行事をする上でどうしても必要なものなんだから、寄附のお金は別に使って、ちゃんと予算でやればいいのかと思うんですけど、そこら辺が、寄附する人がこういうアンプを買いなさいよというふうにしたのかどうかちゅうようなところまではよくわかりませんが、これは寄附といっても個人じゃなくて、山があって山の木を売った団体からの寄附ということになっているみたいなので、そこら辺、ちょっと不思議なんです。

だから、ちょっとその辺、もし事情が、学校のほうに問い合わせいただいて、どういう事情だったのかということについてはちょっと正確なところを知りたいなと思っておりまして、よろしくお願ひしたいと思うんです。

○教育総務課長（鮫島芳文） また、この委員会

終了後に学校のほうに聞きまして、状況等をまた井上委員のほうには、後日御説明申し上げたいと思います。

○委員長（持原秀行） 正確なところをきちっと整理していただいて、ボタンのかけ違いがあればいいませんので、そこらあたりは学校とも打ち合わせをしてみてください。

ほかにございませんか。

○委員（福元光一） 私が住んでいるところは、北中校区なんですけど、北中校区だけなのか、ほかの中学校区もなのか、土曜授業が復活したんですよね。月に1回。それも9月、11月、12月、1、2、3という校長先生からちょっと話を聞いたんですけど、これは北中校区だけなのか。

そしてまた、もちろん試験的にやっておられるのか。実際、土曜授業を復活して、新年度からは毎週土曜日するのか。それを親、子ども、アンケートをとって、その結果でやられるのか。こっちの当局だけで協議をされてやられるのか、そこをちょっと教えていただきたいと思います。

○学校教育課長（原之園健児） 土曜授業につきましては、薩摩川内市におきましては、9月の第2土曜日からスタートしたところでございます。これは全市的な取り組みでございまして、全ての小学校、中学校で学校の実情に応じて取り組んでいただくようにしているところでございます。

これは、県内の動きとしましては、既に5月からスタートしているところ、9月からスタートしたところ、あるいは、10月からスタートするということで、本年度から取り組みが始まったものでございます。現在は月1回ということで実施という方向で、今、進んでいるところでございます。

以上でございます。

○委員（福元光一） 新年度からは、まだ考えておられないのか。

それと、もし新年度からとか、毎週するということだったら、この6ページの4時から5時までは、この基礎・基本学習講座こういうのがあるわけで、これは塾に行くような感じですよ。学校が復活して、今度は2時からこういうのがあるということなんですけど、新年度からはどう考えておられるのか、そこのところ。

○学校教育課長（原之園健児） 第2土曜日に実施いたします土曜授業につきましては、今年度からスタートですので、これは継続の方向で考えて

いるところでございますが、教育委員会といたしましては、土曜日の子どもたちの生活の充実、環境づくりというのを考えておりまして、第2土曜日は学校における土曜授業、第3土曜日は家庭の日であったり、子どもたちの青少年健全育成との関係で、地域の行事等に参加してもらう。

そして、第4土曜日は、子どもたちが自分たちで市内の施設であったりとか、いろんな学習の場を利用して、自分たちで選択して、活動してもらうようお願いしているところです。これは社会教育課が中心に第4土曜日は進めているところでございますが、学校教育課としましては、その一環としまして塾等に行っていない子どもであったり、あるいはもっと勉強を学校以外でしたいなどという希望がある子ども等を対象に、第4土曜日は土曜学習ということで、今、取り組んでいるところでございます。土曜日全体を充実させていきたいというそれぞれの取り組みの一環でございます。

○委員（福元光一） 一応新年度からも継続されるわけですが、今回9月から始まって、親、子どものアンケートはとられないのか、とる予定はないのか、そこのところを。

○学校教育課長（原之園健児） 実施の状況等については各学校が保護者や児童生徒等からも感想を聞いたりというような取り組みはしているというふうに思います。

市といたしましては、一応本年度からの実施でございますので、当分の間はこの方向で進んでいきたいと考えておりまして、必要に応じて、またアンケート等が必要であればお聞きしたりというふうなことを考えており、現在のところはまだ、今、アンケート等についてはまだ考えていないところでございます。

○委員長（持原秀行） よろしいですか。

○委員（帯田裕達） 7月7日付で吉川地区コミュニティ協議会の会長さん、それぞれ3自治会の会長さん4名で要望書を出されておりますね。市長宛と教育長宛に。この対応はどうかされましたか。

○教育総務課長（鮫島芳文） 一応、要望につきましては、旧吉川小学校をコミュニティセンターにしてほしいということの要望でございました。

で、中身的には、今回の要望につきましては、今のコミュニティセンターを活用したほうが経費的な面も含めてそちらのほうがいいということで、

一応今回の分については、今あるコミセンを活用してくださいという形でお願いしたところでございます。

といいますのが、実際、今回、もし学校を整備するとなると、合併処理浄化槽、今、単独浄化槽なものですから、そこを合併処理浄化槽等に変えるという必要もあって、多額な経緯がかかるので、それをするよりは、今のコミュニティセンターの有効活用を図ったほうがいいのではないかとということで、御回答をさせていただく。まだ回答はしてませんが、口頭ではその旨の回答をして、会長さんのほうには御了解をいただいたところでございます。

○委員（帯田裕達） この要望書を見ると、確かに、そのコミセンの移設も入っております。それから、いろんな事業計画をなされているわけです。今のこの計画は、それは確かに予算が伴うと思うんですが、それぞれ閉校になった地域のもう手本となるような事業計画で、地域の活性化、それからゴースト集落になっても、この地域を維持しようとして一生懸命なされているのに、今、課長は簡単におっしゃったけど、そのコミセンを移すちゅうことだけで経費がかかるちゅうことで、今回はもうできないちゅう対応をとられたということによるんですか。

○教育総務課長（鮫島芳文） 今回の要望につきましては、消防法上とか、そういうものも含めて消防局等にも話を、協議をさせていただきました。

消防法上もいろいろと階段を変えたりとか、吉川小学校時代が1カ所しか2階に上がる階段がなかったりとか、そういうものがございまして、改修には、構造上どうしても多額の経費がかかる部分があるという部分がございます。計画の中では宿泊もさせたいということもございましたので、そういうものができると、やはり消防法上いろんな施設整備もかかりまして、建物がどうしても階段が一つしかない。階段は二つつけてないといけないとか、そういうものもございまして、今回につきましてはハードルが結構高いということで返答したところでございます。

○委員（帯田裕達） そういう積算されたものはできているんですか。

○教育総務課長（鮫島芳文） 一応話を聞きまして、内部的に建築士を含めまして合併処理浄化槽にした場合に幾ら、それと階段等が幾らというこ

とで、何千万単位の改修費がかかるということになると正式に設計委託をして、そして、また確実な経費が出てきますけども、今のところでは内部の建築士による積算という形で整理をさせていただいたところでございます。

○委員（帯田裕達） ここの地区は、やはり集落の方々が集まって何回も協議されているわけです。それを、ただ口頭で難しいですねとかちゅうことで処理できますか。

○教育総務課長（鮫島芳文） 一応会長さんと話をしまして、屋内運動場の活用ができないかということで対案をこちらのほうがお出ししています。

実を申しますと、簡易水道が引ける場所ではなくて、あそこは地下水を活用しておりまして、校舎から屋内運動場に水が通るという状況でございましたので、今のところ、こちらのほうで直接屋内運動場に水が行けるような施設整備ができないかということで今検討をして、一応そういう方向で屋内運動場の活用を図るということで、一応会長さんのほうからは了解をいただいたところでございます。

○委員（帯田裕達） 例えば、教育委員会、課長が、この協議会の方々のところに出向いていって、ちゃんと説明をして、こことここが改善されたら、こういうことだったら利活用につながりますよとか。ただ、口頭で、もうだめとか、経費がかかり過ぎるとか。じゃ、例えば積算して、ここはかかるか、ここを抑えたらこういうふうな活用ができますよとか、何かそのコミュニティセンターを移すちゅうことだけじゃなくて、その校舎を、校長室をこういうふうに使いたいとか、もう具体的にすばらしい案ができています。やはりこういうことをある程度支援して進めていかないと、さらにまた閉校がふえてくるわけです。地域からこういう要望が上がったと。教育長も答弁もされてますよね。地域のこの閉校跡地、校舎、これはまず地域の方々の意見を聞いて、まとめて、それがかなうようだったら支援していきたいと、本会議でも答弁されておりますよ。それを、ただ口頭だけでそういうふうな、何か寂しい思いですよ。何回も協議されて。

それと、これは市長にも出してあるんです。その辺はどうなっているんですか。

○教育総務課長（鮫島芳文） 今、要望書につい

ては、広報室を通りまして、今、回答書が決済で回っているところです。その前に、一応事前に回答が遅くなりますということで、事前に一応会長さんとコミュニ主事さんのほうには御説明申し上げたところですので、正式に回答文書ができ上がった時点で直接またもう一回行きまして、役員の方も含めて御説明を丁寧にしてまいりたいというふうに思います。

○委員（帯田裕達） きちんとした対応をしていないと、こういうまた利活用をしたいというような要望は上がってくると思うんです。

で、吉川地区がこんな状況で、そんなもう口頭だけでとかなると、もうほかの計画も頓挫してしまうような感じがするんです。やはり地域は、やっぱり核となる学校が閉校になって、もうどうにかしないといけないんだというもう強い意志で起点になるちゅうことも自分で確信していらっやいますよ、地域の人たちは。こんだけやってくれたらと。それは予算を上げてみないとわからないし、積算してみないとわからないわけですので、その予算を縮小する案もあるわけです、手だても。

やはりそこ辺はちゃんと対応をして、地域の人たちにも十分理解してもらわないと、ちょっと難しいんじゃないですかね、今後いろんな対応をするのに。どうですか。

○教育部長（中川 清） 閉校跡の学校の利活用については、今、副委員長のほうからございましたが、具体的な補助の制度というのは持ち合わせてございません。

ですから、利活用の方針、具体的にいいますと、基本的な光熱水費の基本料金は市のほうが持ちますと。あとは使用された分についてはそれぞれ地域の方々で対応してくださいという原則がございますが、施設改修にかかわります補助の制度というものは、現在持ち合わせておりませんので、それにつきましては、個々の具体例をいただきまして、所管課、先ほどコミュニティセンターの場合はコミュニティ課に、それから農産物加工センターについては農政サイドにというようなことで、既存の補助制度を活用しながら、どういったものができるのかというものを検討して、それをお返しするという事になっております。

ですから、おっしゃるのは、今から閉校した後これだけ数がふえてくると、違うそういった支援制度というものも必要ではないかということだ

と思いますので、これについては、別途の検討会の中でも、今回派のほうからも意見書もいただいておりますので、そういったものを踏まえて検討はしていきたいというふうに思っております。

○委員（帯田裕達） なかなか企業誘致は難しいと思うんですよ。だから、やっぱり地域が一つになってこういうことをやりたいとか、やろうと頑張っているところにやはり出向いて行って、話を一緒に協議するような形はできないんですか。

○教育部長（中川 清） 閉校跡地の検討委員会も持っておりますので、具体的内容等をいただければ、その中で議論していくというのはできると思います。

ですから、それは担当課、教育総務課ということではなくて、それぞれの所管課を交えての意見交換会になってくると思います。私どもが農政サイドの補助の制度について物が言えるという立場ではございませんので、そういったものを含めて今後議論していきたいと思います。

ただ、もう一つは、これはやはり整備はいいんですけども、後のランニングコストの費用負担、これをどなたがきっちり賄っていけるのか、採算性がどうなのかという部分は、それは実際地域の皆さん方で議論していただいて、で、ここはちゃんと自分たちでできるので、これについて、初期投資の部分についての支援ができないかというようなことです。簡単に申し上げますと、今回少しボタンのかけ違いもあったかと思えます。ですから、吉川小学校の要望書が出る前に、たたき台なんかで議論すべきだったところもあったんじゃないかなと思いますので、今後、それも含めた検討委員会の中で今後の進め方は議論していきたいと思います。

○委員（帯田裕達） 今、部長がこの委員会で説明なさったことを、今おっしゃったように、協議会の中とか事前にその話を聞いて、やはり納得したことでお互いがやっていかなきゃならないと思うんです。

だから、今後またこういうことが上がってくるかもしれませんし、また、この吉川地区に対してはちゃんとした対応をとるように、本当に所管はまたまたがるかもしれませんが、強く要望しておきます。

○委員長（持原秀行） この件については、どの地区も将来起こり得ることだと思いますし、また、

地域の皆さん方は非常に学校とか愛着を持っておられます。そういう意味で、本当に真剣になって要望を出されたんだということだと思いますので、やはりどっか核となって、いろんな主管課があると思いますけれども、そこをまとめて協議をして、より地元の要望に近いところの中で地域おこし、地方再生の一端になると思いますので、そこあたりはほかのところの関係課とも十分連携をとっていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いします。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）質疑はないと認めます。

以上で、教育総務課及び学校教育課を終わります。御苦労さまでした。

ここで休憩いたします。

~~~~~

午前 11 時 45 分休憩

~~~~~

午後 1 時 開議

~~~~~

○委員長（持原秀行）それでは午前に引き続き会議を再開いたします。

佃委員、着席であります。

---

△文化課の審査

○委員長（持原秀行）次に、文化課の審議に入ります。

---

△議案第 164 号 平成 27 年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（持原秀行）それでは、審査を一時中止しておりました議案第 164 号平成 27 年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題とします。当局の補足説明を求めます。

○文化課長（岩元ひとみ）議案第 164 号薩摩川内市一般会計補正予算に関する説明書の 58 ページをお開きください。

歳出について御説明いたします。

10 款教育費 5 項社会教育費 2 目文化振興費で埋蔵文化財の緊急発掘調査作業に係る一般賃金に不足を生じるため、56 万 4,000 円の補正をお

願いするものでございます。

以上で説明を終わります。御審査方よろしくお願いたします。

○委員長（持原秀行）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）質疑はないと認めます。

ここで本案の審査を一時中止します。

---

△所管事務調査

○委員長（持原秀行）次に、所管事務調査を行います。まず、当局に説明を求めます。

○文化課長（岩元ひとみ）所管事務について説明いたします。

総務文教委員会資料の 8 ページから 10 ページをお開きください。3 点ほど御説明させていただきます。

初めに、資料 9 ページから 10 ページ、天辰寺前古墳公園の石室模型について説明いたします。

天辰寺前古墳公園は平成 20 年 6 月、工事中に発見されて以来、発掘調査などを経て現地保存が決定し、その後、造成工事等を経て、現在、古墳内部と墳丘を保護するための屋根設置工事と墳丘の周囲に防護柵の設置工事を実施しております。

古墳は、5 世紀前半代の円墳で上部に石材を持ち送り式に積み上げる工法が特徴となっております。石室模型につきましては、資料に記載のとおり、基礎部分を含め、幅 1.75 メートル、長さ 2.1 メートル、高さ 1.4 メートルの強化繊維プラスチック製で、東側上部を 2 分の 1 カットし、石室の内部の特徴をより観察しやすい模型の作成を予定しております。石室模型の完成は、平成 28 年 3 月末を予定しております。資料 10 ページの 4 にございます墳丘の説明版横に設置を予定しております。なお、今後につきましては、来年 1 月 23 日に開園イベントを行い、憩いの場、学習の場として市民の皆様方に楽しめる公園となりますよう公開してまいりたいと考えております。

次に、国民文化祭、川柳・短歌の応募状況とスタンプラリー、2 点につきましては、村岡専門職

が説明いたします。

**○専門職（村岡斎哲）** それでは、第30回国民文化祭かごしま2015、薩摩川内市主催事業について御説明申し上げます。

総務文教委員会資料8ページをお開きください。

国民文化祭の開幕までいよいよ37日となりました。前回、この委員会で国民文化祭に一人でも多くの市民の方に参加していただけるよう、5事業を含め市内の文化施設等を訪れて、スタンプを押印し、応募すると本市の特産品等が抽選で当たるスタンプラリーを計画していますと説明いたしましたが、スタンプラリーのチラシができあがりましたので詳細を御説明いたします。

総務文教委員会資料の最後に添付してありますチラシをごらんください。

このチラシは広報誌9月25日号として配布いたします。スタンプラリーの機関は10月1日木曜日から11月15日日曜日までの46日間です。

国民文化祭の各会場でのスタンプの押印のほか、市内の文化施設等として川内まごころ文学館、川内歴史資料館、旧増田家住宅がスタンプラリーの対象施設となっております。また、このスタンプラリーの実施に当たり、市内などの企業の協賛をいただきました。企業一覧については、資料のほうをごらんいただきたいと思います。

さらには、国民文化祭開催期間中、薩摩川内市温泉浴場組合提供の温泉入浴クーポンもついております。このスタンプラリーを実施することで、一人でも多くの市民の方が国民文化祭に参加していただけるものと期待しているところでございます。

なお、このチラシにつきましては、広報紙の折り込みのほか、本庁・支所にも配布を予定しております。

次に、薩摩川内こころの川柳大会、全国まごころ短歌大会作品応募状況の説明をいたします。

委員会資料8ページのほうにお戻りください。

川柳大会は、海外を含め全国から7,936人、3万6,971句の応募がありました。また、短歌大会も同じく、海外を含め全国から9,291人、1万4,983首の応募がございました。内訳につきましては資料をごらんください。

以上で説明を終わります。よろしく願い申し上げます。

**○委員長（持原秀行）** ただいま当局の説明がありました。これより所管事務全般の質疑に入ります。御質疑を願います。

**○委員（帯田裕達）** 国民文化祭の今説明を聞いたんですが、宿泊はどのようになっていますか。

**○専門職（村岡斎哲）** 宿泊につきましては、観光物産協会を窓口といたしまして、出演団体であったりとかそういったところのとりまとめをいただいております。いろいろ、全国はんやの祭典であったり、人形浄瑠璃の出演団体等は既に観光物産協会のほうを通じて予約のほうをいただいております。また、個人的に短歌大会、川柳大会に参加したいんだけどということでの宿泊の問い合わせ等が来ておりますけど、そちらのほうも観光物産協会のほうで通常の観光客の受け入れ体制という捉え方といたしまして宿泊先のほうのあっせんをほうをさせていただいているところでございます。

以上です。

**○委員（帯田裕達）** 人数とか把握はされていないんですか。もう観光物産協会に全部お任せですか。

**○専門職（村岡斎哲）** 出演団体等については、申しわけございません、今手元のほうに数字のほうを……ちょっと待ってください。はんや競演のほうが14団体で219名、文弥節のほうが5団体66人のほうは把握いたしておりますけど、あと川柳とか短歌につきましては、今随時申し込みがまだ来ているところでありますので、はっきりとした数字のほうは把握ができていない状況でございます。

**○委員（帯田裕達）** わかりました。あとは観光物産協会に聞けば分かります。

それともう1点お伺いしますが、この前、委員長と私とそれから課長と職員の方二人、それから文化協会の方とそこの文化ホールを見て回ったときに、やはり障害者等の方々が2階に上がるときにエレベーターがないということで、もう前からいろいろお話があったみたいです。そしてまた、もう建てかえもしないっちゃう方針であるんだったら、やはりエレベーターの設置は急がれたほうがいいんじゃないかということ、この前も要望はしていたんですけど、今後どのような取り扱いをなされるのか、ここは早急にさせていただきたいんですが、考え方をお聞かせください。

**○教育部長（中川 清）** 今、副委員長のほうからございましたとおり御意見いただいて、それから既存の施設については、当分は今の川内文化ホールを使うということで、改修計画もありました。その改修計画の中では規定の、いわゆる付属機器等の更新というのがメインで、エレベーターのほうは後ろのほうに計画がありましたので、再度全体の改修計画を見直すように指示をしております。ですから、エレベーターの設置を前倒しができないのかということと、全体の改修の予算をさらに圧縮ができないのかということをお聞かせいただけますので、早ければ来年の予算のほうに全体の見直し案も含めて御提示ができればなというふうに考えております。

以上です。

**○委員（帯田裕達）** 障害者の方が会議にも出れないというふうなことも話を聞いておりますので、早急にやっぱり大きなエレベーターじゃなくて、この前一緒に見て、もう視察もしてあるわけですので、そこらも含めて3、4人乗りの分もあるそうですから、なるべく早くエレベーター設置は要望しておきます。お願いします。

**○委員長（持原秀行）** これはもう従来からの件でありますので、やはりかえるとか交換するとかということではなくて、修理とかというののほかにも多々あったようでありますので、十分検討をして前向きにやっていただくようお願いしたいと思います。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（持原秀行）** 質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

**○議員（谷津由尚）** ありがとうございます。

1点質問させていただきます。

国民文化祭が既にカウントダウンに入っている状態で、実はさきの台風によって、入来のカヤぶき門がダメージを受けたという話をきいております。済みません、私もまだ現地に行けてませんので話だけなんですけど、ただこれは個人の所有物ですので、市としてはどうのこうのというのはないんでしょうけども、もし今何かこれに対するお考えがありましたら教えてください。

**○教育部長（中川 清）** この件につきましては、さっきの災害予算の中に予算を計上いたしてござ

います。伝統的建造物群保存地区保存補助金ということで878万円予算計上してございます。これは県の指定、国の指定文化財というのは、それぞれ国の助成制度、それから県については、国の補助はありませんけど、県の補助制度というのがあります。なかなかこういった台風災害については、県の指定であっても補助の制度はないんですが、幸いにと言いましたらちょっと語弊があるのかもしれませんが、カヤ門とそれからもう1カ所、瓦が飛んだところがありますから、これは入来の伝統的保存地区内の特定物件、特に守るべき施設というふうに指定をされている施設ですので、これの国庫補助の対象になるということで、この地区内の二つの建屋については補助の申請をしております。

さらに、カヤ門については緊急性があるということで、事前着工のほうも認めていただいております。補助額のほうも通常の補助額よりかは災害復旧ということで、カヤ門については補助制度も充実はしておるんですが、ただ、今協議をさせてるんですけども、特定物件であるものですから簡単に改修ができない、復元のノウハウが要るということで、事前着工まで認めていただいて材料の確保とかというのを進めているんですが、やはりカヤ門については今年度いっぱいかかるのかな。

そうしますと国民文化祭にはちょっと難しいという状況もありますので、この間新聞にも入来小の子どもたちが案内しているというようなこともありましたので、暫定的な何かの手立てができないのかなというのを今後検討していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

**○委員長（持原秀行）** ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（持原秀行）** 質疑は尽きたと認めます。

以上で、文化課を終わります。御苦労さまでした。

---

△総務課の審査

**○委員長（持原秀行）** 次に、総務課の審査に入ります。

---

△議案第164号 平成27年度薩摩川内市一般会計補正予算

**○委員長（持原秀行）** それでは、審査を一時中

止しておりました議案第164号平成27年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題といたします。  
当局の補足説明を求めます。

**○総務課長（田代健一）** それでは、総務課の補正予算について説明いたします。

予算書の26ページをお開きください。

2款1項1目一般管理費事項総務一般管理費の1億491万6,000円の減額は、平成27年4月1日付の人事異動等によります給料、職員手当等、共済費の一般職員給与の補正と委託料につきまして、職員の人事給与システムの改修に要する経費を計上しております。給料等の減額につきましては、当初予算計上時に退職、新規採用職員数について見込み計上したものの差額等でございますが、総務管理費分では職員18名、再任用職員18名分の減額をいたしたところでございます。

また、人事給与システムの改修につきましては、職員共済費の年金一元化にかかるもので、当初予算で概算を計上しておりましたが、鹿児島県共済組合から具体的な変更内容が示され、追加改修の所要額が確定したため不足額を追加したものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審査くださるようお願いいたします。

**○委員長（持原秀行）** ただいま当局の説明がありますが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（持原秀行）** 質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（持原秀行）** 質疑はないと認めます。

ここで本案の審査を一時中止します。

#### △所管事務調査

**○委員長（持原秀行）** 次に、所管事務調査を行います。まず、当局に説明を求めます。

**○総務課長（田代健一）** 所管事務調査につきましては、人事院勧告の概要について御報告させていただきますので、総務文教委員会総務部関係資料の1ページをお開きください。

国の平成27年人事院勧告が8月6日に発表されましたので、その概要を御説明いたします。

1、給与勧告の概要の（1）まず月例給につきましては、平均0.4%のプラス改定となっております。

ます。初任給について2,500円、若年層も同程度、高齢層は1,100円の引き上げとなっております。（2）の初任給調整手当につきましても月例給の応急表の改定に伴い引き上げとなっておりますが、初任給調整手当につきましては、医師、歯科医師を対象とするもので、医師、歯科医師の新規確保が困難なことから設けられている手当でございます。（3）の地域手当は、東京、大阪など都市部に勤務する職員を対象とした手当で、0.5%から2%の引き上げ、（4）の期末勤勉手当では勤勉手当につきまして0.1月分が引き上げられ、期末勤勉手当の6月期、12月期を合わせた合計支給月数分は現行の4.1月分から4.2月分となります。（5）の実施時期につきましては、勤勉手当の改定以外は今年4月1日に遡及し、差額分が12月分に支給される予定でございます。（6）は来年度において実施する事項で、都市部の勤務職員に対する地域手当の額をさら増率するとともに、単身赴任手当について基礎額4,000円、加算限度額を1万2,000円、それぞれ引き上げするものでございます。

以上が、今年度勧告の概要でございますが、今後の予定といたしましては、国の給与法改定の動向等を踏まえて12月議会で所要の条例改正案を提案させていただきたいと考えております。

以上で人事院勧告の概要について説明を終わります。

**○委員長（持原秀行）** ただいま当局の説明がありました。これより所管事務全般の質疑に入ります。御質疑願います。よろしいですか。

**○委員（井上勝博）** これは後の文書法制室の質問とも係わってくるんですけど、ただマイナンバー制度についてなんですけど、市役所の場合はこのマイナンバー制度について準備の中で、いわば市職員、嘱託職員、臨時職員の管理業務というか、そういう準備が進めていかなくちゃいけないというふうになっていると思うんですけども、それについては今どういう状況になっているかお尋ねしたいんですけど。

**○総務課長（田代健一）** 御指摘のとおりマイナンバー制度につきましては、市役所は事業所として雇用している職員、嘱託員、臨時職員等につきましてのマイナンバーの管理の関係が出てまいります。庁内でマイナンバーに係る研究会のほうをつくりまして、総務課もその中に入りまして行政

改革推進課、会計課等と協議を進めているところでございます。

以上です。

○委員（井上勝博）事業所については、民間の事業所は非常にその事務量がふえて間に合うんだろうかという不安なんかがあるわけですが、この薩摩川内市の中でも事業所としては非常に大きな事業所なわけですけど、その辺の準備状況というのはどうなのでしょう。

○総務課長（田代健一）現在、まだ検討中の部分もございすけれども、扶養手当に係る確認の際に、職員の扶養に係るマイナンバーについては確認のほうをしたいということで現在進めております。

その他、嘱託員等につきましても間に合うようにそれぞれの課を通じてマイナンバーのほうの必要な分についての取得管理のほうをしていきたいというふうに考えております。

○委員長（持原秀行）ほかにございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）質疑はないと認めます。

以上で総務課を終わります。御苦労さまでした。

---

#### △秘書室の審査

○委員長（持原秀行）次に、秘書室の審査に入ります。

---

#### △所管事務調査

○委員長（持原秀行）議案がございせんので、所管事務調査を行います。当局から報告はありますか。

○秘書室長（鬼塚雅之）特にございせん。

○委員長（持原秀行）これより所管事務全般の質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）質疑はないと認めます。

以上で秘書室を終わります。御苦労さまでした。

---

#### △文書法制室の審査

○委員長（持原秀行）次に、文書法制室の審査に入ります。

---

#### △議案第84号 平成27年度薩摩川内市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（持原秀行）それでは、議案第84号薩摩川内市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。当局の補足説明を求めます。

○文書法制室長（堀ノ内孝）議案つづりは議案その1になります。議案つづりの84-1ページをお開きください。

議案第84号薩摩川内市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

提案理由につきましては、9月3日の本会議で部長が説明いたしましたので割愛させていただきます。

条例の概要について、資料に基づいて説明いたしますので、総務部の議会資料の1ページをお開きください。

まず、改正の趣旨でございますが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法では、特定個人情報、個人情報をその内容に含む個人情報のことですが、それについて個人番号を含まない個人情報よりもさらに強い個人情報の保護措置を講じるとともに、番号法第31条において地方公共団体においても必要な措置を講ずべき旨を定めております。そのため、番号法の趣旨を踏まえて本市が保有する特定個人情報の取り扱いを安全かつ適正に行っていくため、薩摩川内市個人情報保護条例における特定個人情報に関する規定の整備を図ろうとする者であります。

参考としまして、番号法の第31条を記載してありますので御参照いただけたらと思います。

次に、改正の概要ですが、薩摩川内市個人情報保護条例に定義を追加するとともに、より強い保護措置を講じる観点から規定の整備を行うものでございます。

追加する定義としましては三つございます。特定個人情報とは個人番号をその内容に含む個人情報。保有特定個人情報とは市の職員が職務上作成し、または取得した特定個人情報であって、当該職員が組織的に利用するものとして市が保有して

いるもの。情報提供記録とは情報提供ネットワークシステムを使用してどのような特定個人情報がどの機関間でやりとりされたかに係る記録で、システム上で自動記録されるという内容でございます。

規定の整備としましては、二つございます。一つは、通常の個人情報は市の内部で利用する場合は、相当の理由があれば利用できるという規定がございますけれども、特定個人情報の利用については、人の生命、身体等を保護する場合の例外を除き、利用目的以外の目的のために利用してはならない旨を定めるということでございます。もう一つは、特定個人情報の開示、訂正、利用停止請求について、本人の関与をより一層保護するため、本人や法定代理人のほか、任意代理人も請求できる旨を定めるというものでございます。

最後に、施行期日でございますが、番号法が施行される平成27年10月5日に合わせて施行しようとするものでございます。ただし、情報提供記録に関する部分の規定は、平成29年1月に見込まれております番号法附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から施行しようとするものでございます。

以上で、説明を終わります。よろしく御審査くださいますようお願いいたします。

**○委員長（持原秀行）** ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

**○委員（井上勝博）** マイナンバー制度がスタートするということに当たって、条例の制定がされるということでもありますけれども、しかし、このマイナンバー制度、いろんな問題が今生じているわけで、特に最近の問題でいうと消費税の増税とマイナンバー制度と合わせて4,000円の還付をするという財務省の提案がされて、今までにその番号を書いたカードというのは簡単に持ち出したりしないようにというふうを考え、個人情報という番号が他人に知られないようにというふうになっていただけけれども。実際はその買い物に行くたびにカードを持ち合わせてないと還付を受けられないというふうに変えられようとしているということなど、非常に矛盾というか、本当に大丈夫なんだろうかというような問題が出てきているわけですが、本市がこのことについて国の制度ですから、こういう必要な条例の整備をしな

くちやいけないというのはわかるけれども、しかし、そのさまざまな不安や問題がある中で、やはりこの国に対してスタートするにはまださまざまな問題があるんじゃないでしょうかというメッセージをおくる必要があるんじゃないだろうかというふうに思っているんですけども、当局の考えというのはどうでしょうか。

**○総務部長（今吉俊郎）** ただいま議案として提案しましたのは、個人情報保護条例に関しまして文書法制室ですけれども、マイナンバー制度につきましては企画政策部の行政改革推進課が所管でございますので、ちょっと私としてもコメントがしかねる状況です。

**○委員（井上勝博）** それは確かにそのとおりで、ここで条例だけを議論すればいいということなんでしょうけど、しかし、そういうマイナンバー制度が始まるからこの条例の改正が必要なわけで、マイナンバー制度に問題点がたくさんあるっていうことについて、それについて何もここで議論できないというようなことじゃ何か納得できないような気がするわけです。その辺については、やっぱり本当にこのマイナンバー制度、10月からスタートということになっているんだけど、本当にこれでいいんだろうかということについて私は市の見解を聞きたいと思っているわけなんですけど、それはここでは聞いても答えられない、そういうことなんですか。

**○総務部長（今吉俊郎）** やはり当局としては、先ほど総務課長が申し上げましたとおり、主管課といいますか、関係課でよりまして、いろいろ対応策を考えているということしか承知しておりませんので、当局としてのコメントというのは、私はできません。

**○委員（井上勝博）** そしたら確認だけです。マイナンバー制度が始まるからこの条例が改正されるというふうに理解してよろしいわけですね、それは。

**○文書法制室長（堀ノ内孝）** おっしゃるとおりでございます。

**○委員長（持原秀行）** ほかにございませんか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]

**○委員長（持原秀行）** 質疑は尽きたと認めます。  
次に、委員外議員の質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○委員長（持原秀行）** 質疑はないと認めます。

これより討論、採決を行います。討論はありませんか。ただいま討論の声がありますので、これより討論を行います。まず、本案に反対の討論はありませんか。

○委員（井上勝博）議案第84号について反対をいたします。

これはマイナンバー制度をスタートするに当たって改正されるものです。よって、これを認めるということは、マイナンバー制度そのものを私は中止せよという立場ですので反対するものです。

先ほども言いましたように、ここにきてマイナンバーカードを買い物のたびに持ち歩かなければいけないというふうになってきております。還付を受けるということで、買い物したところのお店でそのマイナンバーカードの読み取り装置をそろえなければいけない、インターネットに接続しなきゃいけない。この読み取り装置が設置されていないところでは還付を受けられないという問題などや、また普段持ち歩かなくちゃいけないということによって、一層その危険性が増してくるというような問題点などが指摘され始めてきておりまして、本当にこのままでいいのかということについては、疑問がどんどん膨れ上がっていくという状況であります。

よって、この議案第84号について、マイナンバー制度を始めるに当たっての必要な条例の改正ということでありますので反対をいたします。

○委員長（持原秀行）次に、本案に賛成の討論はありませんか。

○委員（佃 昌樹）賛成というわけではないんですが、マイナンバー制度そのものについては、私は反対なんです。ただし、それを補強するために条例をつくるちゅうことについては、これは当然やらなくちゃいけない。むしろ、罰則もないようなやり方では、まだこれは手ぬるいんじゃないかなという、そういう感じを受けます。

したがって、これはもう基本的人権に係わる問題ですので、きちっと今後も条例の改正をしたからこれで終わりというんじゃないくて、やっぱりもうちょっと突き進んで、本当に基本的人権の尊重が根底から崩されることのない、そういう防止条例になるのかどうか、そこをきちっと極めてもらいたい。第1段階だからこの程度なのかなという気はしますが、もうちょっと深く突っ込んで、場合によっては個人を殺していくような制度です

ので十分注意をして今後も継続して強化を図っていただきたいと思います。

以上です。

○委員長（持原秀行）次に、反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）次に、賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）これで討論を終わります。

採決をいたします。採決は起立により行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに賛成する委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（持原秀行）起立多数であります。よって、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

---

#### △所管事務調査

○委員長（持原秀行）次に、所管事務調査を行います。当局から報告はありませんか。

○文書法制室長（堀ノ内孝）特にございません。

○委員長（持原秀行）これより所管事務全般の質疑に入ります。御質疑願います。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）質疑はないと認めます。

以上で文書法制室を終わります。御苦勞さまでした。

---

#### △財政課の審査

○委員長（持原秀行）それでは、次に財政課の審査に入ります。

---

#### △議案第164号 平成27年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（持原秀行）審査を一時中止しておりました議案第164号平成27年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題といたします。当局の補足説明を求めます。

○財政課長（今井功司）では、財政課関係の補正予算について歳出から説明いたしますので、補正予算書を御準備いただきたいと思います。

補正予算書の２６ページでございます。それでは、説明いたします。

２款１項５目財産管理費であります。説明欄をごらんいただきたいと思います。事項財産一般管理費において、今後の財源対策のため財政調整基金への積み立てを実施するものであります。この積立金は、純繰越金が確定したことに伴います法定積み立てであります。なお、当初予算では、繰越金の４分の１相当額を積立金として計上しておりましたが、今回の補正において２分の１相当額の積立金を実施することにいたしましたところでございます。

次に、６２ページでございます。

１２款１項公債費１目元金であります。説明欄をごらんください。歳出予算での補正はございませんが、今回の補正で住宅管理に係る一般職員給与等の減額調整を行ったことから公債費に充当いたします住宅使用料の額に変動が生じたため財源調整となったところでございます。

続きまして、歳入について御説明いたします。

２１ページをごらんください。

２０款繰越金は、平成２６年度決算により確定した純繰越金について、歳出の補正の財源として、また法定積み立ての財源としてその一部を増額しております。

次に、２４ページでございます。

２１款市債事業費の計上及び国庫補助内示等に伴いレクリエーション施設整備事業債及び道路整備事業債を増額し、都市計画事業債を減額するものであります。

次に、地方債について御説明いたしますので、

１３ページの地方債補正をごらんください。

今回の補正では、レクリエーション施設整備施設事業及び道路整備事業において限度額を増額し、都市計画事業において限度額を減額するものであります。

以上で、財政課所管の補正予算の概要説明を終わります。よろしく御審査賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（持原秀行）ただいま当局の説明がありました。これより質疑には入りません。御質疑願います。

○委員（井上勝博）２４ページのレクリエーション施設整備事業について、どういう事業かお尋ねしたいと思います。

○財政課長（今井功司）２４ページの市債、過疎対策事業のレクリエーション施設整備事業についての起債でございますが、これは樋脇地域におけますグラウンドゴルフ場整備事業に伴います財源として起債を借り入れるものでございます。

以上でございます。

○委員長（持原秀行）ほかにありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）質疑はないと認めます。

ここで本案の審査を一時中止します。

△議案第１８２号 平成２７年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（持原秀行）次に、議案第１８２号平成２７年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○財政課長（今井功司）それでは、第４回補正になりますので、第４回補正予算書を御準備いただきたいと思います。よろしいでしょうか。

財政課所管の今回の補正予算は、歳入予算のみでございます。

歳入について御説明いたしますので、第４回補正予算書の８ページでございます。

１１款１項１目地方交付税は、普通交付税の本年度の交付額確定の予算未計上額の全額を計上しているものでございます。

続きまして、１０ページをごらんください。

１９款１項１目財政調整基金繰入金は、今回補正の財源対策といたしまして、基金繰入金を増額しているところでございます。

以上で、財政課所管の補正予算の概要説明を終わります。よろしく御審査賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（持原秀行）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（井上勝博）ごめんなさい、今、第４回を出すのがおくれまして、要するにこれは原子力発電所施設立地の交付金ということで補正がされるということなんです。２億円ということなんです。

けれども、要はこの庁舎の防災センター、そういう内容になってます。

**○財政課長（今井功司）** 財政課で計上いたしまして、予算の充当といいますか活用事業について御説明させていただきたいと思います。

今回、歳出のほうで所管課は別でございますが、コンベンション施設の整備事業に伴います基本構想の委託と本委員会の所管であります総合防災センターの建設にかかります実施の委託を計上いたしました。総合防災センターにしましては2億円の県からの補助金が見込まれますが、その補助充当残の一般財源の捻出分がございまして、それを財政課から提案いたしました普通交付税と不足する分は財政調整基金から繰り入れたものでございます。

以上です。

**○委員（井上勝博）** コンベンション施設と総合防災センターの施設整備事業に係る補正ということなわけですが、新聞で発表されて私たちにも緊急に会派代表者会議が開かれて、突然こういうことをやりますと見方がいろいろあって、一つはやはり再稼働を始めた薩摩川内市に対する御褒美的な意味があるんじゃないかみたいなそういう見方もありますし、また一方で、何でそのコンベンション施設なのかという市民からの疑問の声もあります。

また、防災センターについて、これは私、ほかの人から聞いたわけじゃないですけど、私自身が考えていることは、防災センターを庁舎内につくるということが本当にいいんだろうか。つまり、福島の現実を見ると10キロ圏内にあったオフサイトセンターが使えなかった。ここも10キロぎりぎりのところにあるわけで、そういう庁舎の中につくって本当にいざというときに使えるセンターになるんだろうかというような疑問なども沸くわけですけども、ここの場所では議論するような場所ではないと言われるんでしょうか、どうでしょうか。

**○財政課長（今井功司）** 済みません、財政課といたしましては、財源対策の予算を計上して、御審査はその財源対策についてお願いしたいと思います。

なお、防災センターにつきましては、この後の防災安全課のほうで歳出予算のほうの審査をお願いしたいと考えておりますので、その場でお願い

したいと考えております。

以上でございます。

**○委員長（持原秀行）** よろしいですか。質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（持原秀行）** 質疑はないと認めます。

ここで本案の審査を一時中止します。

#### △所管事務調査

**○委員長（持原秀行）** 続いて、所管事務調査を行います。まず、当局に説明を求めます。

**○財政課長（今井功司）** では、配付しております総務部の総務文教委員会資料を御準備いただきたいと思います。

ページは2ページでございます。

では、使用料・手数料の改定作業につきまして、さきの6月議会の総務文教委員会におきまして、見直しの基本的な考え方について御説明させていただいたところでございますが、料金設定の見直しなど現在までの作業状況につきまして、これまでの説明と重複するものもあるかと存じますが、説明させていただきたいと思います。

それでは、2ページをごらんください。

1の改定の基本的な考え方につきましては、使用料及び手数料は合併時の申し合わせによりまして類似間の調整を始め、コストの適正な反映、受益者負担の適正化の観点からそれぞれ改定作業を4年ごとに行うこととしており、次期改定が平成28年4月となっており、それに向けまして作業を進めているところでございます。

まず、使用料でございます。（1）の改定対象といたしましては、34条例、137施設を改訂対象といたしまして、改定手法といたしましては、（2）の改定手法のアに示してありますとおり、人件費のほか施設の維持、補修、減価償却費、整備時の起債をいたしました起債の実施等を含む総コストを基本に受益者負担の割合を定めて、それぞれの利用形態区分ごとに利用者の負担額を算定するものであります。

右側の3ページになります。この改定制限率でございますが、急激な負担を強いることがないように表にお示ししてありますとおり、改定制限率を適用するというところとしていただいております。

説明いたしました改定手法、改定制限率をもって現在作業を進めておりますが、改定の見通しにつきましては、(3)とりまとめ案にありますとおり、見直し対象としている1,415件のうち引き上げとなる見込みのものが約7割の1,024件、据え置きとなる見込みのものが約2割の331件、引き下げとなる見込みのものが約4%の60件となる見込みであります。こちらの見込みについて、本日、御報告させていただきたいと考えているところでございます。

続きました、3の手数料でございます。

改定対象といたしましては、4条例49項目を対象といたしまして、改定手法といたしましては、原価計算からの料金算定に示しておりますとおり事務に係る人件費や委託料等の物件費からなる総コストを年間処理件数で割りまして、1件当たりのコストとして手数料を算定し、使用料と同様、改定制限率の適用で急激な負担増にならないよう留意しているところでございます。

とりまとめ案のところでまとめてございますが、見直し対象としております49項目のうち引き上げとなる見込みのものが25項目、据え置きとなる見込みのものが24項目となる見込みでございます。

今後のスケジュールでございますが、4ページになります。

12月議会におきまして、関係条例ごとに条例改正の議案を上程させていただく予定としております。なお、この案件につきましては、12月議会で全ての常任委員会に係る改正条例案件となることから今月、9月30日の議員全員協議会で見直しの基本的な考え方と料金設定の見通しについて、本日と同様の全体の説明になりますが、説明させていただく予定としております。

以上で、使用料・手数料の改定取り組みにつきまして概要説明、状況報告を終わります。よろしく願いいたします。

**○委員長（持原秀行）** ただいま当局の説明がありました。これより所管事務全般の質疑に入ります。御質疑願います。

**○委員（井上勝博）** 定例の使用料・手数料改定ということで、今回引き上げが1,024件、全体の72.4%ということで、非常に負担がふえるということになるのかなと思います。ただ、ちょっと私、例えば具体的に文化ホールなどの例をとる

と、例えば2時間、3時間借りて小さな部屋でやれば180円とか、非常に安いわけです。ほかのところから来るとそんな安いのかと言われるぐらい安いんです。ところが、空調になると、これが1,200円とか1,300円とかぼんと引き上がって、空調を使うと180円の部屋の使用料だったのが1,500円、600円となるわけです。非常にいびつになっている感じがするわけです。一般的に空調使用料というのが異常に高いような気がするんです、公共施設での。だから、安いなと思っていたらそういう空調施設で引き上がる、夏、それから冬、たいてい空調を使うものですから、実質的にはそれが使用料みたいになっている面があるわけです。そういったいびつなところを直すということはないんでしょうか。どうなんでしょうか。

**○財政課長（今井功司）** 今、委員のほうで御発言がありました空調につきましては、基本的に使用料に乘せるのではなくて実費相当分ということで徴収しているものでございまして、今回の見直しの対象からは対象外としております。

ただ、いびつといいますか、今回の見直しにつきましては施設の使用料のみを地域間を平準化する、コストを適正に反映するという考え方を基本に立っておりますので、そこを是正する、いびつといいますか、統一化する方向での見直しということで、作業を4年に1回しているということで御認識いただきたいと思います。

空調につきましては、対象外です。

**○委員（井上勝博）** 結局、そういうことでいびつだと私は思うんです。例えば、実費を取っているというふうに言うけれども、グラウンド会館の空調というのはコインを入れれば確か1時間で200円だったと思います。2時間使えば400円なんですけれども、文化ホールの場合は小さい部屋でも大きい部屋でも関係ないです、あそこは。小さい部屋も大きい部屋も関係ない。第1会議室で空調を使っても、第10会議室の小さいところで使っても関係ない。実費じゃないと思うんです。実費になっていないと思うんです。だから、そういうことについては全くそのままにしておくということについては考える必要があるんじゃないだろうかというふうに思うんです。

**○財政課長（今井功司）** 空調につきましてはコイン式方式と、料金に加算されて使用料で申請す

るときに空調代ということで別で要するにお支払いいただいているところのやり方の2通りあるかと思っています。ただ、その電気につきまして実費という言い方をしましたが、実費相当額ということで、それぞれの料金を別々に算定しておりますので、そのこのいびつといいますか、部屋の大小ではなく1回の空調の設備を使うので1時間幾らという形で徴収することになっておりますので、そこについては御理解いただきたいところでございます。

今回、ちょっと検討の対象外でしたので、そこについてはちょっとまた確認は今後したいと考えておりますが、済みません。

○委員（井上勝博）やっぱり、これは貸している側もちょっとと言われる内容です。大きな部屋も小さな部屋も関係ないというのは。だから、それはやっぱりよく現実を見ていただきたいというふうに思います。これは部長のほうにお願いできますか。部長のほうに検討いただけませんか、このことについては。

○総務部長（今吉俊郎）次回、検討は4年後になります。私はいません。

○委員（井上勝博）だから、そういうやっぱり引き上げになっていきますので、ちょっと考えていただきたいと思いますが。

別のやつですが、いつも言っていることで地方交付税の見直し問題ですが、今現状がどうなっているのか、少し情報が入ってきているのかどうかお尋ねしたいと思うんですけど。

○財政課長（今井功司）普通交付税の制度の見直しにつきましては、大きく3段階に分かれて見直しは示されております、国から。3段階に分けてする。平成26年度から平成28年度の見直しの項目と平成27年度から平成29年度。平成29年度から平成30年度という三つのグループで見直すことになっておりまして、その見直し総額が6,600億円ぐらい、国が示している、全国で6,600億円ぐらいを見直しというふうに示しております。うち、現段階、平成27年度では、そのうち約4割の見直し額として4割相当が反映されたところだと判断はできるところでございます。見直すという額の約4割程度の額が算定の中に入ってきたということで御認識いただきたいと思います。

以上です。

○委員（井上勝博）薩摩川内市の財政に与える影響という点では、まだここまではいわば緩和された地方交付税額を減りが少なくなったということとはどこまで言えますか。

○財政課長（今井功司）国は合併算定替えと一般算定替えの額を縮小するということにしておりますので、その数字に置きかえますと、見直し前が、40億円差額があったものが30億円になっている。要するに10億円ほど間が縮減されたというふうに判断はできるところでございます。

○委員（井上勝博）新聞報道によると約7割でした、確か。だから、非常に減りが、40億円減るところが30億円減るよということは厳しすぎる見方なのかなという気がするんですけども、そこらは恐らく財政の担当としては厳しめに見たほうが良いというお考えなんだろうと思うんですけども、まだそこまでしかわからない、ここまでしか言えないということです。

○財政課長（今井功司）国がこの費目を見直すよという費目を対前年で比べると差額が全体で10億円縮減されたというところまでしか、今現在ではそういう数字しか判断がそこまでしか及ばないということでございます。

以上です。

○委員長（持原秀行）ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）質疑はないと認めます。

以上で財政課を終わります。御苦労さまでした。

---

#### △財産活用推進課の審査

○委員長（持原秀行）次に、財産活用推進課の審査に入ります。

---

#### △所管事務調査

○委員長（持原秀行）議案がございませんので所管事務調査を行います。

当局から報告はありませんか。

○財産活用推進課長（平原一洋）申しわけありませんが、特段ございません。

○委員長（持原秀行）これより所管事務全般の質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員（佃 昌樹）区画整理したところで、財産活用推進課が抱えている土地というのはあちこち虫食い状態ですけれども、その販売についてはどういうふうな実態にあるのか、ちょっとお聞かせ願いたい。

○財産活用推進課長（平原一洋）区画整理をした駅東地区のことだと思いますけども、あそこにつきましては10区画残っておりまして、その分について9区画についてはもう販売が終わっているところでございます。販売の状況等につきましては、決算状況の中で報告させていただきたいと思っていましたけど、およそ1億円程度で売れたところがございます。まだ、あと1区画残っておりますけれども、これにつきましては今、公売の手続きをとっているところです。あと、スマートハウスがあるところにつきましては現在、新エネ等で管轄しながら活用しております。

また、放課後児童クラブで活用している土地もございますので、売却されているところもあれば、有効的に活用されているところもございまして、もう1区画残っておりますけれども、これにつきましても今、公売中というところがございますので御理解いただきたいと思います。

○委員長（持原秀行）よろしいですか。ほかによろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

○議員（谷津由尚）ありがとうございます。質問1件です。多分これは財産活用推進課でいいと思うんですけど、エネルギーの管理面をそろそろ強化すべきじゃないのかなと思ひまして質問させていただきます。

本庁と文化ホールもそうなんでしょうけども、集中空調システムというのは建築当初のやつだと思うんですけど、ボイラーの音が聞こえますから。エネルギー効率が本当に悪いです、40年前のやつですから。これを入れかえることで恐らく数千万円から億、そのお金がかかったにしても3年ぐらいあれば、今のエネルギー最新のやつだとペイできるんじゃないかという試算もできると思うんですけど、その辺について試算はされておられましたらちょっとお答えください。

○財産活用推進課長（平原一洋）本庁の空調に

つきましては、本館部分、それから別館部分とございまして、別館部分は今、GHPといいましてガスヒートポンプというガスを使った冷却になっております。本庁部分につきましては、蓄熱式の冷却方式をとりまして、夜間の電力を使いまして冷却水、または温水をつくってそれを館内に循環させる方法で冷暖房をしている状況でございます。

本庁のその蓄熱式につきましては、当初夜間電力が相当安かったということで効率的にもよかった部分もございすけれども、現在、その余り効果というのが薄まってきている状況等も考えられます。

また、この蓄熱式につきましては、15年の債務負担行為の中で使用させていただいております。あと数年するとその使用期間が切れることになります。その段階で、また本庁の空調のあり方については検討していきたいというふうに考えておりますが、全体的にやり直すのか、また要は熱源の交換についてそういう効果的な案でやるのかについては検討していきたいと思ひますが、その中でまた費用対効果、そこは確かめながらいっていききたいと思ひしております。また具体的な数字等についてははじき出していないところでございます。

○議員（谷津由尚）ぜひ検討をお願いしたいと思うんです。なぜこのことをいきなり言うかといいますと、例えば5月、6月、ちょうどクールビズになった当初、梅雨どきは非常にじめじめするんですけど、市民の方がいっぱい来られるんですけど、まだ確か6月にならないと空調入れられないという庁内のルールがありまして、非常に蒸し暑い日も熱中症のリスク度でいうと大分警戒領域になっけていても空調が入っていない。職員の方もリスクは同じですから、それはもうナンセンスだろう、この今の時代で。ですので、その辺のルールの改定も含めて早急にやっぱりこういうのをさせていただかないともし市民の方、お客さん来られていて、気分が悪い、熱中症の症状が出たとかあったら取り返しがつかないことになりますので、お願いをしたいと思うんですが、この件についてはそのルール変更もひっくるめてよく検討をお願いしたいんですけど、いかがですか。

○財産活用推進課長（平原一洋）確かに、6月、湿度も高いですし、相当不快指数も高い状況というのが毎年あるようでございます。原則的には夏

場の空調、冷房については7月からということに  
庁内の取り決めでなっておりますが、今後、こ  
ういう節電を今後も進めていく中で、節電効果があ  
った分についての市民とか職員のフィードバック  
というのは大事な部分だろうというふうに考えて  
おりますので、ただ節電とかそういうわけにいい  
のではなくて、やはり快適性を求めながらも必要  
なそういう熱源、熱量というのは減らしていくと  
いうような考え方の中で取り組んでいきたいとい  
うように考えております。

○委員長（持原秀行）ほかに。

○議員（下園政喜）閉校した学校の校長住宅が  
あちこちで売却されて高城西中、湯田小と売却さ  
れました。今、西方がされて結果が出たんですか、  
それとそうになっていきますと吉川とか郡部の学校  
の校長住宅跡地がまだ残っているところがあるん  
ですが、これもやっぱり売却方針なのか。そして  
また、入来町の市営住宅が今回また廃止というこ  
とでございますけれども、ああいう建物も建って  
いるうちに売ってしまったほうがいいのかと思っ  
たりもしますが、そういう売却方針であるのか  
ちょっと教えてください。

○財産活用推進課長（平原一洋）閉校した後の  
教職員住宅の取り扱いについての御質問だとい  
うふうに認識しております。

基本的に閉校する学校の周辺には校長住宅及び  
教頭住宅が配置されております。閉校になります  
と当然もうそこについては不要になりますので、  
第一義的には住宅の程度にもよりますけど、まず  
市営住宅として活用できないかというのをまず一  
義的に考えるところでございます。

市営住宅として建築のほうでそういう計画がな  
いというのであれば財活課のほうで一般公募によ  
って売却をしている状況でございまして、今回、  
西方小学校の教職員住宅につきましても今、公売  
をしておりますのでそちらのほうでいきたいと  
いうふうに考えております。

教職員住宅につきましては、老朽化等もござい  
ますが、基本的には売却をしていきたいと考えて  
いますが、やはり建てたときの建てた年数によ  
って、やはりもう使えないようであればもう仕方  
なく解体ということも考えられるのかなというふ  
うに考えております。

なお、入来の市営住宅につきましては、申しわ

けございませんが、私どもちょっとまだそういう  
認識がございませんでしたので、ここでは回答は  
差し控えたいと思いますけれども、基本的に建築  
のほうで要らないというのであれば、多分それは  
また公売というのでも厳しい気がいたしますので、  
その場合についてはもう解体というふうにならざ  
るを得ないのかなというふうに考えております。

○議員（下園政喜）田舎のほうの校長住宅は大  
変喜んでおられまして、公売希望者がふえている  
ようでございますので、どうかそういうふうにし  
ていただければ、もうちょっと言わせていただ  
ければ、よそから帰ってくる人を入れていただく  
ような形をしていただければ助かるんですけども、  
それはできないかもしれませんが、どうぞ積極的  
に進めていただきたいと思います。

○委員長（持原秀行）ほかにございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）質疑は尽きたと認めます。

以上で、財産活用推進課を終わります。御苦勞  
さまでした。

---

#### △税務課及び収納課の審査

○委員長（持原秀行）次に、税務課及び収納課  
の審査に入ります。

---

#### △議案第164号 平成27年度薩摩川内 市一般会計補正予算

○委員長（持原秀行）それでは、審査を一時中  
止しておりました議案第164号平成27年度薩  
摩川内市一般会計補正を議題とします。当局の補  
足説明を求めます。

○税務課長（山口秀昭）それでは、税務課所管  
に係ります補正予算について御説明いたします。

予算書の28ページをお開きください。

2款総務費2項徴税費1目税務総務費2節給料、  
3節職員手当等及び4節共済費では、本年4月、  
人事異動に伴う給与費の減額によるものでござ  
います。

以上で、説明を終わります。よろしく御審査賜  
りますようお願い申し上げます。

○委員長（持原秀行）ただいま当局の説明があ  
りましたが、これより質疑に入ります。御質疑願  
います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）質疑はないと認めます。

ここで本案の審査を一時中止します。

---

#### △所管事務調査

○委員長（持原秀行）次に、所管事務調査を行います。当局から報告はありませんか。

○税務課長（山口秀昭）特にございません。

○収納課長（枇杷 繁）収納課もございません。

○委員長（持原秀行）これより所管事務全般の質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）質疑はないと認めます。

以上で税務課及び収納課を終わります。御苦労さまでした。

---

#### △契約検査課の調査

○委員長（持原秀行）次に、契約検査課の審査に入ります。

---

#### △所管事務調査

○委員長（持原秀行）議案がございませんので、所管事務調査を行います。まず、当局に説明を求めます。

○契約検査課長（堂元清憲）契約検査課でございます。委員会資料に基づきまして建設工事の入札状況等を説明いたします。

委員会資料は5ページでございます。

8月19日の開札分までの報告をいたします。  
8月26日以降に入札や公告を予定した分もございましたけれども、台風15号の影響で中止あるいは延期とした分がございました。これまでにない取り扱いでございましたので、経緯を若干説明いたします。

台風の影響としまして、停電、電話回線の被災、これらによるインターネット回線の使用不可によりまして、電子印刷システムが一部の業者の方が使用ができないという状況となりました。入札の締め切り分、入札参加の申し込み締め切り分、それから入札公告を予定していた分、合計24件を中止といたしまして、これらは9月2日に公告を

いたしました。16日に開札を行ったところでございます。

それでは、資料を説明いたします。

1の（1）です。入札執行件数と平均落札率でございます。今年度8月19日分までで86件を執行しております。平均落札率は90.88%です。

それから、（2）です。一般競争入札の工種ごとの開札の状況です。入札1件当たりの申し込み業者数、予定価格の90%未満の額での応札があった場合の施工体制調査の件数、同額となった場合のくじによる落札決定の件数等でございます。それぞれ記載のとおりとなっております。右から2番目の欄不調の1件ですが、これは応札された方が入札書に添付をします工事費内訳書の不備によりまして失格となったものでございます。これは現在、再度の入札公告をいたしております、10月7日に開札を予定しております。

それから6ページです。（3）は、一般競争入札の予定価格の金額区分別の発注の件数です。1,000万円未満の工事が現時点で全体の64%となっております。

それから下の表はコンサル業務委託です。全て指名競争入札、五つの業務区分並びに合計での平均落札率等です。表の中央の、うち格付けコンサルとございますのは、入札参加資格の等級格付けを行っております市内業者の方のみを指名業者とした案件でございます。

それから、7ページです。3が一般競争入札の落札率の状況です。上のほうの折れ線が平均落札率、棒グラフが発注の件数、下のほうの折れ線が入札参加率です。昨年度との比較の表としております。

それから、その下の4は同じく工種別の平均落札率になります。2本の棒グラフの右のほうが今年度分です。

続きまして、8ページでございます。

これは工事成績評定点の状況です。上のほう、実線で示しているのが本年度です。三角が最高点、ひし形が平均点、四角が最低点をあらわしております。棒グラフは成績評定を行った工事の件数です。平均点は今後、これからまた件数が出てまいりませんと全体の傾向はわかりませんが、4カ月分を見ますと現時点では昨年度を上回っているという状況です。なお、成績評定につきましては、工事成績評定要領を根拠にしておりますけ

れど、今年度から一部内容を改正をいたしまして運用をしております。改正前よりも若干、配点等の構成が変わったことと、また受注者の方のほうでこれまでの評定結果を生かされての品質向上ということが見られる点がありまして、評定点が向上しているというふうに考えております。

それから、6は総合評価落札方式の実施の状況です。これまで4件を実施しておりまして、平均落札率は91.8%でございます。

それから、9ページです。優良建設工事施行企業等表彰です。本市が発注した建設工事のうち、他の模範となる優良な建設工事に対しまして、施工した企業並びに技術者の方を表彰いたしまして社会的評価の向上を図り、本市における建設工事の適正な施工の確保、技術の向上に資することを目的としております。表彰区分基準につきましては、最優良建設工事施工企業として工事成績評定点が最高点であった企業、優秀技術者として評定点が80点以上の工事に携わった技術者の方、それから優良建設工事施工企業として各部門で評定点が80点以上であった企業をそれぞれ表彰するものであります。

選考対象となる工事は、平成26年度竣工の347件でございました。各区分におきまして7月14日に表彰を行ったところでございます。最優良企業1社、優秀技術者8名、優良企業6社であります。企業名、技術者名、成績評定点、工事名等は記載のとおりでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

**○委員長（持原秀行）** ただいま当局の説明がありました。これより所管事務全般の質疑に入ります。御質疑願います。よろしいですか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（持原秀行）** 質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

**○議員（下園政喜）** 今の説明で入札件数が86件、今24件消化したということでございますけど、今のペースでいって相当件数が減っていくのが物すごい心配するんですけど、業者は減らんわけですけど、300件が昨年ですが、それより超える可能性がありますか。

それと2番目の入札結果の開札状況でございますが、土木、舗装、造園、水道、それにとび、塗工というのを見ますとほとんどの人が最低制限額

を切って入れて、そして最後のくじに命をつないでいるような気がします。積算能力も何もあったもんじゃなくて、くじに強いものが勝ち残るというような現象が見えるわけですけども、前から言っておりますが、これをどうしても欲しいからくじでなつてもとるという現状だと思います。これは入札制度を変えていく、どう変えればいいのか私もよくわかりませんが、変えていく方向にはないですか。

**○契約検査課長（堂元清憲）** まず、最初の入札の件数でございますけれども、資料でも示しておりますとおり、年々、件数自体は、発注件数は減っております。昨年度と同時期にしますと、昨年度の今の時期で98件発注しておりますけども、年度を見ますとここ数年、件数自体はずっと減ってきている状況でございます。

それから、昨年度並みにいくかということですけども、今後、発注見込み等も年間の発注見込みを法令に従って公表しておりますけども、現時点では昨年度も下回っております。今後、また予算等あるいは補助事業等の兼ね合いもございますので、各課から特に建設部等から上がってくる件数いかにともよりますけども、現時点では発注見込みとしては、予定件数としては、昨年は下回っているという状況でございます。

それから、くじの抽選の関係でございますけれども、くじにつきましては、候補者が同額となった場合は直ちにくじでということで、これは法令の施行例どおりの運用をしているわけですが、確かに今の時期、発注の件数が手持ち工事が皆さん少ないということで、例年、同額のくじというのが多くなっております。昨年度も同じ時期で四十数%ございましたけども、どうしても時期的なものにもよるとというのが一つございます。

それから、同額になる頻度なんですけれども、業者さんとも意見交換等もする機会があるんですけども、積算のためにソフトをかなり民間の会社がソフトを出されているわけですが、相当精度が上がってきまして、業者さんによりましては複数のソフトで計算をされたりしておりまして、かなり近似値というんですか、すごく狭い範囲の札を入れられるケースが多くなっております、必然と同額の応札状況が多くみられている状況にはなってきてはおります。ただ、当然その損益分岐点とか、業者さんのほうでもかなり厳しく計算

されて応札されておりますので、その状況自体に対して我々がどうというふうな、ちょっとそこにつきましては現制度がこういう制度ですので、くじの状況を見てまた変えていくとかいうのは現時点では考えていないところでございます。

○委員長（持原秀行）最後にしてください。

○議員（下園政喜）1,000万円以下の工事が64%ということでございますので、仮に1,000万円の工事のときに100万円ずつ全部業者が捨てていくようなことなんです、設計価格から。大変厳しい中でこの現状を継続していきながらせんと建設業はなくなると私は思っております。したがって、この最低制限価格をもうちょっと上げるという方向は全く検討なしですか。

○契約検査課長（堂元清憲）最低制限価格ということで、本市で施工体制調査の基準額というのが実質的な最低制限価格の基準の額になっているわけですけど、その基準額につきましては国の中央公共工事契約制度運用連絡協議会というのがございまして、そこがモデルの算式を出しているわけですけども、その改定になるべくおくれないういこれまでも算式の引き上げは行ってきております。算式の引き上げとともにケースの引き上げにつきましては、その算式によって導き出された金額に総体的に掛けていくというやり方をやっているんですけど、これは鹿児島県の動向も見ながらやっていることでございまして、今のところその中央公共工事契約制度運用連絡協議会の出した算式数字に1.02、2%割り増した金額で算定をしております。これにつきましては、昨年、法改正もありましたけれども、ここの分については今後国のほうでもまた何らかの改定の動き等がございましたら時期を失しないように対応していきたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（持原秀行）質疑は尽きたと認めます。

以上で契約検査課を終わります。御苦労さまでした。

---

#### △防災安全課の審査

○委員長（持原秀行）次に、防災安全課の審査に入ります。

---

#### △議案第85号 薩摩川内市空き家等対策の推進に関する条例の制定について

○委員長（持原秀行）それでは、議案第85号薩摩川内市空き家等対策の推進に関する条例の制定についてを議題とします。当局の補足説明を求めます。

○防災安全課長（角島 栄）それでは、議案つづりのその1、85-1ページをお開きください。

議案第85号薩摩川内市空き家等対策の推進に関する条例の制定について御説明いたします。

提案の理由につきましては、本会議の中で説明しておりますので、省略させていただきます。

次に、85-2から85-3に条例案を、85-4に条例規則案をお示ししているところでありますが、内容につきましては総務文教委員会資料で説明させていただきます。なお、この条例につきましては、法律に規定してあります事項は条例には規定せず、法律の施行に関し必要な事項を規定する法律実施条例としているところでございます。

それでは、総務文教委員会の資料の11ページをお開きください。

これは法律と条例の比較表になっているものでございます。まず、左側の特別措置法につきまして説明をさせていただきます。

まず、第1条には、適切な管理が行われていない空き家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしており、地域住民の生命、身体、財産の保護、生活環境の保全、空き家等の活用のための対応として空き家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって公共の福祉の増進と地域の振興に寄与することを目的として規定しているところでございます。

第2条につきましては、空き家等、特別空き家等の定義が規定されており、まず空き家等とは建築物またはこれに附属する工作物であって、居住その他の使用がなされていないことが状態であるもの及びその敷地である。また、特定空き家等については、倒壊等著しく保安上危険となる恐れのある状態、著しく衛生上有害となる恐れのある状態、適切な管理が行われないことにより著しく景観を損なっている状態、その他周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にある空き家等と定義しているところでございます。

第3条には、所有者等の責務としまして、空き家等の所有者等は周辺的生活環境に悪影響を及ぼ

さない空き家等の適切な管理に努めなければならないと規定しております。

第4条では、市町村の責務として空き家等対策計画の作成及びこれに基づく空き家等に関する対策の実施、その他の空き家等に関する必要な措置を講ずるよう努めるものとして規定しております。

第5条では、国土交通大臣及び総務大臣は、空き家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、基本的な指針を定めるものとしています。基本的指針には、空き家等に関する施策の実施に関する基本的な指針、空き家等対策経過に関する事項、空き家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項となっており、平成27年2月26日に定めたところでございます。

第6条では、市町村は基本指針に則して空き家等に関する対策についての空き家等対策計画を定めることができるとなっています。なお、空き家等対策計画には9項目の事項を定めるものとしていところでございます。空き家等に関する対策の対象とする地区及び対象とする空き家等の種類に関する基本的な方針、計画期間、または空き家等の調査に関すること、または空き家等の適切な管理の促進に関すること、空き家等及び除去した空き家等に関する跡地の活用の促進に関すること等でございます。

次に、第7条では、空き家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する協議を行うための協議会を市長のほか学識経験者等により組織することができるとなっているものでございます。

また、第8条には、都道府県は市町村に対して、技術的な助言、市町村相互間の連絡調整等、必要な援助を行うよう努めるものと規定しており、第9条では、市町村長は法律で規定する限度において当該職員またはその委任したものに空き家等への調査をさせることができる。なお、この立ち入り調査につきましては、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならないとも規定しているところでございます。

次に、第10条では、市町村長は空き家等の所有者等を把握するためにこの法律施行のため必要な限度において固定資産税情報の内部利用が可能であることが規定されております。

11条では、市町村は空き家等に関するデータベースの整備、その他空き家等に関する正確な情報を把握するために必要な措置を講ずるよう努め

るものとなっております。

また、12条では、市町村は所有者等による空き家等の適切な管理を促進するため、情報の提供、助言、その他の必要な援助を行うよう努めるものとするとなっております。

また、13条では、市町村による空き家等及びその跡地に関する情報の提供、その他これらの活用のための対策を講じるよう努めるものとしております。

14条では、特定空き家等に対する措置として、市町村長は除去、修繕、流木竹の伐採等の措置の助言、または指導、勧告、命令が可能であり、さらに要件が明確化された行政代執行の方法により強制執行が可能となっているものでございます。

また、命令を出した場合につきましては、公示しなければならないことも規定しているところでございます。

第15条では、市町村が行う空き家等対策計画に基づく空き家等対策の円滑な実施のために、国及び地方公共団体による空き家等に関する施策の実施に要する費用に対する補助、地方交付税制度の拡充を行う財政上の措置や必要な税制上の措置を講ずるものとなっております。

16条では、市町村長の命令に違反したのに対する科料が規定されております。

次に、右側の条例案について、第1条から第4条までは法案にもございますが、条例施行に当たって必要なものとして、第1条に目的として、法律に定めるもののほか、空き家等の適正な管理に関し必要な事項を定めることにより市民等の生命身体、または財産の保護及び生活環境の保全を図るとともに空き家等の促進を活用し、もって安全安心なまちづくりを推進することとしております。

第2条では、条例においての用語の意義を定義し、また、第3条では、空き家等の所有者等の責務として当該空き家等が管理不全な状態にならないようみずからの責任において適正な維持管理に努めるものとしており、また、第4条には市の責務として特定空き家等の発生を未然に防止するとともに空き家等の適正な管理及び活用の促進がなされるよう必要な施策を実施するものとしているところであり、改めて条例にも法と同様の事項を規定しているところでございます。

第5条では、市民等は管理不全な状態にある空

き家等を発見したとき、市にその情報を提供するように努めるものとし、第6条では、市長は特定空き家等を改善する必要があると認めるときは警察その他関係機関に協力を求める協力要請を規定しております。

第7条では、市長は空き家等の状態に関して、人の生命、身体、または財産に危害が及ぶことを回避するため、緊急な必要があると認めるときは必要最小限の措置をとることができるとする緊急安全措置を指定しております。これにつきましては、特に台風等が接近した場合、屋根材や外壁等の落下や飛散により市民や近接する住宅に危害を及ぼす場合にシートや防護ネットで覆うなど軽微な措置を緊急的に行うことを予定しているところでございます。

第8条では、法第7条に基づき協議会を設置し、委員につきましては市長のほか、市長が委嘱する法務、不動産、建築等に関する知識経験者等10名以内で組織することとしております。9条では、協議会の会議について、第10条では、協議会の庶務は防災安全課でということ、また11条では、条例施行に関し必要な事項は市長が定める委任について規定しております。

また、この条例の施行に当たり、薩摩川内市空き家等対策推進に関する条例施行規則案を定めることとしております。規則につきましては、条例の施行に関し必要な事項として緊急安全措置に係る数値について規定し、その他規則に定めるもののほか必要な事項は市長が別に定めるとしてあります。

なお、法律施行に際して、必要な手続の詳細につきましても今後検討しながら追加していくこととしております。

次に、資料の12ページをお開きください。

ここでは、法律と条例に基づく空き家対策の流れについて示してございます。

まず、左側の特別措置法による対応としまして、空き家等対策計画を作成し、空き家等に関するデータベースの整備を行い、実態調査、立ち入り調査により特定空き家等の指定を行うこととなります。

次に、指定された空き家等の所有者に対し助言または指導を行い、改善されない場合は勧告を行うこととなります。この勧告を受けると固定資産税の特例措置が除外されることとなります。

その後、勧告に係る措置をとらなかった場合にはその措置を命ずることができる。命じた場合につきましては、措置内容、命令に至った理由等を記載した標識等によりその旨を公示することとなります。また、命じた措置を実行しないときは、行政代執行法の定めるところにより代執行ができることとなっております。なお、条例に規定する以外については、特別措置法に基づき対応することとなりますが、特別措置法に規定する空き家等以外の対応につきましては、他の法令、建築基準法、消防法、環境美化条例等により行うこととしております。

次に、右側の条例による対応としまして先ほども述べましたように法律の施行に関し必要な事項としまして情報提供、協力要請、緊急安全措置を規定し、対応することとしております。

なお、条例制定の市民への周知につきましては、空き家対策の全容を御理解いただくために法律に基づき行う空き家対策に加え、条例について体系的に記載しながら市民の皆様をお願いすることを記載してわかりやすく周知していきたいと考えております。周知方法としましては、ホームページはもとより、広報薩摩川内に掲載し、周知していくこととしております。

以上で、議案第85号薩摩川内市空き家等対策の推進に関する条例制定についての説明を終わります。よろしく御審査賜りますようお願いいたします。

**○委員長（持原秀行）** ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

**○委員（佃 昌樹）** 特定空き家というのはわかるんですが、条例の特別措置法の2条に書いてありますから、単なる空き家については建築物またはこれに附属する工作物であって住居その他の使用がなされていないことが状態であるもの及びその敷地、一体、状態とはどういうことなのか。何年間ぐらいの、管理者は県外において空き家である。ときどき帰ってきてドアを開けたり扉を開けたりする、状態ということですが、住んでいないのは、実態はそうなんですけど、一体この空き家の定義というのはもうちょっと詳しく教えてください。

**○防災安全課長（角島 栄）** ここで言います空き家の状態というものでございますが、居住その

他の使用がなされないこととはということで、人の日常生活が営まれていない、また、営業を行わないなどの当該建築物等を現に意図を持って使い用いていないことをいっているところでございます。

状態であるとは、建築物等が長期間にわたって使用されていない状態ということでございます。例えば、おおむね年間を通して建築物等の使用、実績がないことも一つの基準と考えるということで基本指針が出ているところでございますので、年間を通してということで、おおむね年間ということで、おおむね1年ぐらいをということで考えているところでございます。

以上です。

○委員長（持原秀行）委員の皆さんありませんか。

○委員（井上勝博）説明を伺って一つだけ確認したいことがあるんですが、このいわば空き家が危険な状態にあります。その所有者については責任がありますよ、今まではそのまま朽ち果てていっても何も所有者に対してはペナルティーがなかったんだけど、これからペナルティーがあります。そういうふうに理解していいんですか。そこら辺が具体的によくわからないところがあります。

○防災安全課長（角島 栄）今、委員が言われましたペナルティーが出てきたということですが、これにつきましては今回特別措置法の中でそういう税制上の措置等もございます。現在ある住居用の特例がなくなるということで、税的には六分の一のものが正常に変えるということでございますので、ペナルティーといえぱペナルティーになるという状況になっているところですが、これにつきましては目的でございますように、地域住民の生命、身体及び財産を保護するという目的等がございますので、それを考えていただきながら進めていきたいというところでございます。

以上です。

○委員長（持原秀行）ほかにございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

○議員（谷津由尚）1点、質問します。

この資料の11ページの比較表、非常にわかり

やすいんです。さきの総括質疑でありましたように本市の条例案、85の2ページから4ページまでのこれだけを見たら例えば特定空き家等というのはどういうことをいうのか、指すのかということすらわからないわけです。国の上位法でそれを全部うたっておりますから。ですので、この比較表というか、こういう表現で何らかの形で本市の条例に附則事項あるいは附帯事項として載せられないものなんでしょうか。

○危機管理監（新屋義文）総括質疑でも御説明いたしましたけれども、法律規定事項については法律にうたっておりますので、それを受けた形での条例という部分については条例部分しか記載しないという取り扱いをさせていただきましたので、市の条例として法律部分を記載していくという部分についてははしないということで取り扱っておりますので、総括質疑でも申し上げましたとおり、法律がないと市民の方にはわからないという部分もございまして、こうした比較表なり、また法律の内容なりを説明をしながら市民周知を図っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議員（谷津由尚）その「説明をしながら」という、そこなんです。非常にその説明をされるというのは限定的になってしまうんじゃないかと思ひまして、それよりは何か附則事項か附帯事項でこれをさっと掲載されたほうが市民にとってはわかりやすいんじゃないか、理解が進むんじゃないかと素直にそう思うんですけど。

そのほうが市民に対して非常にやさしいんじゃないかと思うんですけど、もう1回お聞きします。

○危機管理監（新屋義文）これまでも法律を受けた形の条例制定、規則制定というのがございすけれども、法律の条文、条項、番号等を記載しながら、これについてはこういう取り扱いをするというような条例、もしくは規則の制定手法でありますので、これについては同じ手法を継承して条例制定を行っていきたいというふうに考えております。

何度も言いますが、法律と条例と一緒に挙げながら市民周知を図っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（持原秀行）よろしいですか。ほかに。

○議員（杉藺道朗）後ほどお聞きしようかなと

思いましたけれども、一応、条例が出てますので、端的に例の件について、この条例施行後にどういう対応ができるのかなという点でお聞きをしたいと思います。

既に御案内のとおり1点目はその3号線沿いの、もう個別にいいです。南国設備の空き家のあとのあのひどい状況、南国消防設備の空き家です。それから、もう1点は可愛小の隣接の廃屋があります。完全なある意味、可愛小のほうの近くの部分は特定空き家にもう該当するというふうにも思うんですけども。現場はもう当然把握はされていると思いますが、先般、隣接の事務所の方から御相談がありまして、台風もでしょうし、平常時にいろいろ飛散物があつたりして迷惑をしているんだがということで、市のほうに直接どうかできないかというようなことでの対応をお願いされたようでございますが、市としては個人所有物であり、またこの条例との関係もあって、なかなか直接的な対応ができない旨の何か回答があったように思うんです、そのように言われました。この条例施行後において、速やかに、ほかにもいっぱいあります、こういう類似の物件は、対応がなされるものと期待をしているんですけども、そのとおりでよろしいか、あわせて所有者不明等との件も書いてございますけれども、何とかこういう物件は早めに処理をお願いしたいということです。

そういう理解でよろしいか、答弁願います。

**○防災安全課長（角島 栄）** 条例にもございます、いろんな条例の第6条と協力要請でございますが、そういうものにございましては警察等とか地域の環境とかそういう景観とか、または人に危険、そういうのがあれば協力要請等をしながら条例施行後は早急に対応してまいりたいと思っております。

それと法律がございますので、法律に基づきながら施行することとなります。

それと所有者不明につきましては、こちらのほうもいろいろ個人情報等もございますが、こちらでもって調査できる内部情報等で所有者等の情報の利用ができるようになりますので、その方向で対応していきたいと考えております。

以上です。

**○委員長（持原秀行）** 質疑は尽きたと認めます。

これより討論、採決を行います。討論はありま

せんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（持原秀行）** 討論はないと認めます。

これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（持原秀行）** 御異議なしと認めます。

よって、本案を原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△議案第164号 平成27年度薩摩川内市一般会計補正予算

**○委員長（持原秀行）** 次に、審査を一時中止しております議案第164号平成27年度薩摩川内市一般会計補正を議題とします。当局の補足説明を求めます。

**○防災安全課長（角島 栄）** それでは、防災安全課所管の補正予算につきまして御説明いたしますので、予算書に関する説明書の27ページをお開きください。

27ページの3列目でございますが、2款1項12目市民相談交通防犯費を16万7,000円増額するものでございます。

内容でございますが、防犯対策費としまして先ほど御承認いただきました空家等対策の推進に関する条例の制定に伴う委員報酬等でございます。

次に、53ページをお開きください。53ページの2列目でございます。

9款1項6目災害対策費を79万5,000円の増額をお願いするものでございます。説明欄をごらんください。災害予防応急対策費の原子力災害対策施設維持管理事業費としまして、手数料・委託料負担金として16万5,000円、これにつきましてはPAZ圏内の屋内退避施設として整備しました星原集会所の浄化槽検査手数料、契約電力変更に伴う負担金、また旧滄浪小学校、旧寄田小学校体育館、星原集会所の電気非常電源、浄化槽の保守点検利用等になっております。

次に、防災行政無線、通信施設管理費の工事請負費としまして630万円を、これにつきましては、雷被害による動作不良となったと上甌の江石中継局の直流電源ユニット及び蓄電池交換工事でございます。なお、現在中継局につきましては、応急処置により正常運転をしているところでござ

います。

以上で、補正予算の説明を終わります。よろしく御審査賜りますようお願いいたします。

**○委員長（持原秀行）** ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（持原秀行）** 質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（持原秀行）** 質疑はないと認めます。

ここで本案の審査を一時中止します。

---

△議案第181号 薩摩川内市総合防災センター施設整備基金条例の制定について

**○委員長（持原秀行）** 次に、議案第181号薩摩川内市総合防災センター施設整備基金条例の制定についてを議題といたします。当局の補足説明を求めます。

**○防災安全課長（角島 栄）** それでは、議案つづりその3、181-1をお開きください。

議案第181号薩摩川内市総合防災センター施設整備基金条例の制定についてです。

提案理由につきましては、本会議の中で説明しておりますので、省略させていただきます。

内容としましては、181-2をお開きください。

第2条にありますとおり、基金として積み立てる額が原子力発電施設地域基盤整備支援事業交付金の全部、または一部及びその他の財源をもって一般会計歳入歳出予算で定める額とし、そのほか第3条で管理や第4条で運用益金の処理、第5条で繰りかえ運用及び第6条で処分等に関する事項を規定しているところでございます。

次に、委員会資料の13ページをお開きください。

総合防災センター整備計画案について御説明いたします。

このセンターにつきましては、災害発生時の迅速な対応を図るため、情報収集及び発信機能を備えた、また原子力災害に対応できる放射線防護機能を持ち、一部は一時的な避難所として利用可能なものを整備する予定でございます。

施設の概要としましては、災害対策本部、会議室、緊急時避難所、防災行政無線室、放射線防護

等を施した部屋等を整備することとしております。

場所につきましては、現在、第3委員会室の西側の駐車場を予定しているところでございます。

また、財源としましては原子力発電施設地域基盤整備支援交付金4.7億円、原子力災害対策事業費補助金2億円を見込んでおります。

以上で、議案第181号薩摩川内市総合防災センター施設整備基金条例の制定についての説明を終わります。よろしく御審査賜りますようお願いいたします。

**○委員長（持原秀行）** ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑を願います。

**○委員（井上勝博）** これは急にこういうセンターをつくりますよということで出てきたわけですが、福島の実験から言いますとこの庁舎というのは、福島のような仮に事故が起こった場合は、もう使えないです。オフサイトセンターも恐らく使えないという状態になるんだろうと思うんです、距離的な関係でいうと。そういう実際使えるんだろうかという点で本当に庁舎内でよかったんだろうかということについては、どのようにお考えなのでしょうか。

**○防災安全課長（角島 栄）** 先ほども説明させていただきましたが、今回の総合防災センターにつきましては、原子力に対応できるような放射線防護機能を持ったものを計画しているところでございます。

なお、オフサイトセンター等近くにあり、同時に連携を図りながらできるような施設ということも考えているところでございますので、この敷地内において皆様の避難等につきましてもここから支持を出せるような体制でしていきたいということで計画したところでございます。

以上です。

**○委員（井上勝博）** 原子力災害というのは、どんな災害になるかわからないわけですよね。決して知事がいうように考えられるだけの過酷事故が起きたとしても、5キロ圏内で5.5マイクロシーベルトという、そういう想定でいうと屋内退避で十分、特に命に別状はないというようなレベルでここは屋内退避で大丈夫だろうということで考えられているということなのか。やっぱり、その現実としてそういう屋内退避という事態になったときに、果たして市長とか重要な幹部をここに残す

ということで、対応するというふうになるんだろうかっていう、オフサイトセンターが使えなかったわけでしょう、10キロ圏内だったから。だから、ここも10キロから外れているけどほとんど10キロに近いという、距離的にそういうところですよ。だから、今あるセンター、あるわけです現実に。今あるセンターの機能的に必要なもの、最小限なものをそろえる必要があるっていうことでやって、センターそのものについては距離的なものをもうちょっと考えたほうがいいんじゃないかというふうに思うんですけども、それはどう、やっぱりそういうのは考えられないんですか。もうあり得ないという想定なんでしょうか。

**○危機管理監（新屋義文）** まず、総合防災センターということで整備をさせていただきたいというところでございますが、まずは自然災害の対応の部分があります。現在の防災センターでは会議ができませんし、手狭のところでございます。情報を得るところと会議をするところがかき離れているという状態がありまして、長年の課題でございました。今回、防災センターということで整備をしながら、防災行政無線の発信、また防災担当者も控えて災害対策会議をするということで、通信機器等、また映像等の機器も備えながら災害に対応していきたいということで、まず防災センター、自然への対応という部分でのセンターを整備するというところで発端がございます。そして、原子力防災がございますが、確かに10キロ地点のところでございますが、市民の方の避難を優先させながらある程度避難のめどがつくまでは市としてはやはりこちらに残りながら指示を出していくという部分もございますので、放射線防護機能を備えたセンターをつくっていくということで今考えているところでございます。

以上です。

**○委員（井上勝博）** 現在の4階にあるセンターがあります。それが手狭であるし、備品というか、さまざまな通信機の点でも貧弱である、そのかわりにつくっていくという理解でいいんですか。それとも、今あるものは、それはそれで使っていくという、全く別の機能というふうに考えていいんですか。

**○危機管理監（新屋義文）** 現在、防災センターといわれるところには雨量観測とかそれぞれの防災機器の通信施設がございます。その中にあって、

職員が対応いたしますけれども、防災会議、今後会議を行うところとの連携というのが現在走っていくという部分でございますので、それを1回一つのところで対応ができるような、そういう施設をまずはつくろうということで今始めているところでございます。

以上です。

**○委員（井上勝博）** 防災訓練をするときにモニターに市長の部屋が映ります、オフサイトセンターの。その市長がいる場所が今あの4階の部屋なんですか。それとも隣の部屋でしたっけ、どうなんですか。

**○危機管理監（新屋義文）** 今、原子力防災等で人が画面に映るのは501会議室でございます。4階の西側の防災センターと離れているという、そういう状況です。

以上です。

**○委員長（持原秀行）** ほかにございませんか。

**○委員（佃 昌樹）** 今は、具体的なものは出ていないと思うけれども、委託をして設計をして、これからだと。大体収容人員としてどのぐらいを見込んでいるのか。原則的には、私はこういった原発の交付金、いけば再稼働したからっていつて札束でほったたをたたくようなやり方っていうのは余り歓迎しないんです。やるんだったらもうちょっと早くやればいいのに。何かあめ玉をしゃぶらせたような、そういう感じを受けるんですが、機能的に何人収容できるのか、そういうような不十分であったりすれば果たして防災センターといえるのか。ただ会議をするためのとしかならないんじゃないか、広報をするためのそれしかないんじゃないかなと思うんです。だから、本当に防災という収容能力がどれだけあるのか、それは大きな限りがあると思うんですが、当局としてはどんなふうに考えているのかな。

**○危機管理監（新屋義文）** 現在のこの総合防災センターの関係ですが、合併しまして、まずは防災行政無線の整備、そして消防庁舎の整備、そしてこの後に防災センターということで考えていたという部分で御理解をいただきたいと思います。収容人員でございますが、会議室がございます。それと同じ面積で、ある程度同じ面積で担当職員というか、職員が入る部屋を準備したいと思っております。

その後、また防災担当の部分で職員もまだほか

にいますので、その倍になる部屋に職員も入れるという形ですので、今考えているのは大体1階は駐車場にしたままであと6階までで五つ部屋がありますので、機械室があったりとかしますから、あと二つの2階部分をそういう職員の控え、もしくはもし市民の方が逃げおくれた方がいらっしゃれば一緒に避難できるような形の部屋が準備できたということ考えておりまして、今およそ100名ぐらいは収容できるのではなかろうかというふうに考えております。

以上です。

○委員（佃 昌樹）この町なかで100名、しかも市役所で、しかも防災という名前のついた機能を有しているところが100名の収容人員しかできなかったっていうのであれば、これはやっぱり行政のための防災センターでしかないっていう印象を受けるわけです。そのへんのところ、また具体的な計画が出てくるときにそういったことも考えてやっぱり計画をつくっていただきたいなと思います。

以上です。

○委員（井上勝博）私、ちょっと本当にいざっちゅうたときに果たしてこういう防災センターでいいんだろうかと思うところがあるわけです。消防の車で移動式で指示できる、そういう車が確か、災害時のときの車があったと思うんです、政府から貸与されているやつかな、あれは。5億円もあれば移動式のそういう防災センターというふうに考えても5億円でできるんじゃないかなという気がするんですけども、本当にこの防災センターから逃げなきゃいけないようなそういうセンターでいいんだろうかというふうなところは考えたことないですか。

○防災安全課長（角島 栄）防災センターですので、先ほどありましたように自然災害とか、あらゆる災害に対応していかないとならないということで、そういう逃げるようなということではなくて、ここにいてやっぱり最後まで責任ある行動をとらなきゃいけないっていうことで、こちらのほうでいて市民を避難させるという対応をとらせていただきたいことを考えて、逃げるというようなことは考えていないところです。

以上です。

○委員長（持原秀行）よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

○議員（谷津由尚）1点、先日もありました台風するとき、市の基幹系がダウンしてしまったという致命的なトラブルがあったんですけど。そういうことが絶対にないようにやはり電源強化、それと各支所、各避難所とのコンセンサスツールといいますか、情報収集の手段というのを本当に何が起きてもそれができますよという機能だけは真先に優先してそれは確保しなきゃいかんと思うんですけど、その点については何かお考えですか。

○防災安全課長（角島 栄）各避難所、各施設について、今委員の言われましたとおり、先ほども15号台風によりまして基幹系のほうがダウンしたということも聞いております。今、関係課と協議をしながらそういうことがないように、今協議をしているところでございます。そうならないような対応をとりたいということで、現在やっております。非常用発電機等をつけましても、現在、そういうようなものの活用も今検討しているところでございますので、通信網のダウンしない、基幹系のダウンしないような方策をとる方向で今考えているところです。

以上です。

○委員長（持原秀行）よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）質疑は尽きたと認めます。

これより討論、採決を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）討論はないと認めます。

これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

---

△議案第182号 平成27年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（持原秀行）次に、審査を一時中止しております議案第182号平成27年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○防災安全課長（角島 栄）平成27年度第4回補正予算に係る防災安全課所管の補正予算について説明いたします。

予算に関する説明書第4回補正の12ページをお開きください。

9款1項6目災害対策費を2億3,440万円の増額をお願いするものでございます。内容でございますが、総合防災センター施設整備事業費としまして、設計委託料3,440万円、総合防災センター施設整備基金積立金2億円でございます。

次に、予算に関する説明書の5ページをお開きください。

繰越明許費補正でございます。9款1項消防費の総合防災センター施設整備事業設計委託料としまして、3,440万円を平成28年度へ繰り越すものでございます。なお、繰り越しにつきましては年度内に終了しないことによるものでございます。

以上で、平成27年度第4回補正予算の説明を終わります。よろしく御審査賜りますようお願いいたします。

○委員長（持原秀行）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）質疑はないと認めます。

以上で、議案第182号平成27年度薩摩川内市一般会計補正予算のうち、本委員会付託分について質疑が全て終了しましたので、これより討論、採決を行います。討論はありませんか。ただいま討論の声がありますので、これより討論を行います。

まず、本案に反対の討論はありませんか。

○委員（井上勝博）総合防災センター施設整備事業については、先ほど議案第181号のところでは反対はしなかったわけですが、もう一つコンベンション施設整備事業が入っておりまして、これについてはやっぱり市民の間ではいろいろ疑問が出ています。だめなの。しかし、反対の理由ですから、182号について反対の理由はこれしかないわけですから、そういう意味でこの補正予算については、私は反対です。

以上です。

○委員長（持原秀行）次に、本案に賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）次に、本案に反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）次に、本案に賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）これで討論を終わります。

採決いたします。採決は起立により行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに賛成する委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（持原秀行）起立多数であります。よって、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

---

#### △所管事務調査

○委員長（持原秀行）それでは、次に所管事務調査を行います。当局から報告はありませんか。

○防災安全課長（角島 栄）特にございません。

○委員長（持原秀行）これより所管事務全般の質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（井上勝博）日常的にというか、最近は何り聞かなかったんですけど、また爆音をしながら低空飛行の飛行機が飛んでいる。これについては、私のところでは少し離れていたんで、それでもびっくりして外を見たわけですが、ある人に言わせると屋根すれすれに飛んで来た、これはもうイメージですから、本人がイメージでそういうふうに言ったわけですから、もう本当に怖かったというふうに何件か電話もかかってきたんです。藤本の方から、何だこれはっていうことで、あれは何ですかと私のところに電話があったわけですが、そういうことで何人かの方からそういう声がありまして、これはもう前からずっとそういう低空飛行の問題で声が出ているわけです。それで、防災安全課としてはそういう通告というか、市民からそういう苦情があったときには、これはどう対応されていらっしゃるのでしょうか。

○防災安全課長（角島 栄）そのような問い合わせがある場合は、鹿児島県の危機管理防災課のほうに確認して、それが米軍機なのか日本なのか、

それを確認し、その結果についてはまた連絡をしているところでございます。

○委員（井上勝博）それは前、一覧表にされていたことがあったと思うんです。そういう問い合わせをして、これは米軍機であるということについて市民から苦情があったときにそれがどういう飛行機なのかということについて、これは情報公開というか、示されるんでしょうか。その資料として示すことはできるんでしょうか。

○防災安全課長（角島 栄）そういう問い合わせがあった場合は、その本人の方にはお知らせをしているところでございます。

以上です。

○委員（井上勝博）これは私も数年前ですけど、本会議で取り上げたことがあって、そのときに原発の上空を飛んでもらっては困るから、それはもう厳重にそういうことはさせない、前森市長がそういうことを答弁されたような気がするんです。それでやっぱりこういう低空飛行が頻繁に行われていることについては、市としても何らかの抗議なり何なりすべきではないかと思うんですけど、その辺についてはどうお考えなんでしょうか。

○防災安全課長（角島 栄）先ほどありましたように、そういう低空飛行をするような場合は、県のほうから防衛省のほうに確認し、その結果を防衛省のほうから県、県から市に来ますので、その情報については問い合わせをした方にはやっているところでございます。

また、そういう市民からの声があるということも県を通じて防衛省のほうには順次伝えていくという方向でございます。

○委員（井上勝博）やっぱり市民の声を届けるということじゃなくて、市として、低空飛行ということについて危険なわけです。それが写真にとることができないくらい早いものだから、どのぐらいの低空かがはっきりしないわけです。しかし、全国的に見れば、もう明らかに日本の航空法との関係で違法な飛行がされているところが非常に頻繁にあるということなんです。だから、そういう点で爆音がするぐらいの飛行をしているわけですので、抗議すべきであるし、またそれは市民に対して苦情があった、通報があったものについて、それが自衛隊機だったのか米軍機だったのか、それとも何だったのか、そういうことについては資料としていつでも示せるようにしていただきたい

と思うんです。また、その資料は議員にも配付していただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○防災安全課長（角島 栄）そういう点については、米軍機ですといろんな面がございますので、そういう点についてはちょっと確認してから回答させていただきたいと思います。

以上です。

○委員（井上勝博）米軍機だったらまずいというのがあるんですか。それはないでしょう。

○防災安全課長（角島 栄）それについては、いろんなことが発生すると思いますので、その点についてもうちちょっと確認させていただきたいと思います。

○委員長（持原秀行）ほかにありませんか。

○委員（帯田裕達）今回の台風被害でたくさん倒木があるわけですが、例えば、隣接する山から倒木があって、その所有者がわからない、どこに聞けばいいのかとか、どこに所有者がわかっていれば、そこに通告してどうにかしてもらいたいっつちゅう話もできるんですけど、なかなかその個人情報とかいろいろあるだろうと思いますが、そういうときに市民が困っているわけですので、どのような対策をとればいいのか、どこに相談すればいいのか教えていただきたいと思います。

○防災安全課長（角島 栄）今委員のほうからもございました、いろんな個人情報等がございますが、現在、所有者の確認につきましては法務局並びに税務課の土地台帳等で確認はできるようなことでございます。

また、所有者等の死亡等についても納税管理人等の情報については、個人情報とか税務情報ということになりますので、そういう問い合わせの市民への提供はできないところでございます。

その点につきましては、市としましてはあった現場を確認しながら照会があった市民等への情報提供はできませんが、まずそういう相手方については市のほうから対応していただくようお願いをするという方向で今後進めていきたいと考えているところです。

〔「対応していくでしょう」と呼ぶ者あり〕

○防災安全課長（角島 栄）はい。

○委員（帯田裕達）早急にそういう対応をよろしく願いしておきます。

○委員（徳永武次）先日、茨城の大豪雨があり

ましたけど、非常に薩摩川内市の場合は大きな河川を抱えておりますし、もちろん防災センター、必要性ももちろん大事な部分だと思いますけど、あの教訓がやはりここの薩摩川内市としては非常に学ぶところが多いんじゃないかなと思うんです、過去大きな災害がございますし。そういうことが非常に心配する部分があるわけなんです。特に支流河川、本線じゃなくて。昭和四十何年に支流河川が決壊したのも実際ありましたし、そこら辺の整備、そういうことの今回の茨城のほうの、常総、あのあれは恐らく報道によると避難の仕方とかそういう問題も非常に後からいろんなことが出ておりましたけど。例えば常総市は低い土地で隣がつくば市ですか、あそこは高台になっている、そうすると避難の方向が間違った方向で避難誘導されたとかというのもございますし、これは事実か何かわかりませんが、検証される部分があっていいんじゃないかなと思いますけど、その辺はどう思っているんでしょうか。

**○危機管理監（新屋義文）** 鬼怒川の氾濫というのは他山の石ということにせず、対岸の火事ということにせず、やはりおっしゃるとおり教訓としていかないといけないというふうに思っております。

例えば、堤防の近くの方が堤防を越えて水が流れているという情報、実際見ていらっしゃるのにそれが市役所に行っていないとか。また、上流だけしか避難指示を出していないとか。平成18年のときには川内川の兩岸、全てについて市では避難勧告を出したところですけども、一部しか避難勧告を出さないとか、そういう部分もありましたので、今そういう常総市の対応とか、そこを今情報収集等しておりますので、その辺も把握しながら今後、防災安全課もしくは災害対策本部、また地域防災計画へ反映できるようであれば、そちらにも反映していくとか行っていきたいというふうに考えております。

以上です。

**○委員（徳永武次）** 本当、旧川内は特に、旧川内だけじゃないんですけど。やはり過去非常に大きな災害が起こっておりますし、たまたま本流が切れないだけであって、今度は河川拡幅とかいろいろなっているわけですが、恐らくそういう意味では検証だけではなくて、できればその実態を職員派遣とかそういうものも含めてやられて、より

身近に感じていただくような配慮をしていただきたいと思いますけど、これは意見です。要望です。

**○委員長（持原秀行）** 先ほど副委員長も言いましたが、倒木関係とか、今、昭和20年から後は大体こういう大きな台風च्छゅうのは4回目ぐらいいだそうですが、記憶にないという方も非常に市民もおられます。そういう中では、思い余ってやっぱり役所のほうに相談に来られる方が多いわけですので、やっぱりその方の被害者とか、相談に来られた方の気持ちになって対応していただいて安心して生活できるような形の中で指示とかそういうのを指導していただくよう、委員長のほうからもお願いをしておきたいと思います。

質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（持原秀行）** 質疑はないと認めます。

以上で防災安全課を終わります。お疲れさまでした。ありがとうございました。

ここで休憩します。

~~~~~

午後3時24分休憩

~~~~~

午後3時39分開議

~~~~~

○委員長（持原秀行） 休憩前に引き続き会議を開きます。

△原子力安全対策室の審査

○委員長（持原秀行） 次に、原子力安全対策室の審査に入ります。

△所管事務調査

○委員長（持原秀行） それでは、議案がございませんので、所管事務調査を行います。当局から報告はありませんか。

○原子力安全対策室長（遠矢一星） 特にございません。

○委員長（持原秀行） これより所管事務全般の質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行） 質疑はないと認めます。

以上で原子力安全対策室を終わります。御苦労さまでした。

△選挙管理委員会事務局の審査

○委員長（持原秀行）次に、選挙管理委員会事務局の審査に入ります。

△議案第164号 平成27年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（持原秀行）それでは、審査を一時中止しておりました議案第164号平成27年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題といたします。当局の補足説明を求めます。

○選挙管理委員会事務局長（森園一春）予算に関する説明書は30ページでございます。

総務費4項選挙費3目選挙費でございます。説明欄をごらんください。鹿児島県議会議員選挙費でございます。これは4月12日に執行いたしました県議選選挙の経費の確定によりまして、1,419万2,000円を減額しようとするものでございます。

続きまして、歳入でございます。

予算に関する説明書18ページでございます。

県支出金3項県委託金1目総務費委託金4節選挙費委託金でございます。県議会議員選挙委託金の確定によりまして、1,434万円を減額しようとするものでございます。

以上で、歳入に関する補正予算の説明を終わります。御審査方よろしくお願ひいたします。

○委員長（持原秀行）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願ひます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）質疑はないと認めます。

ここで本案の審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（持原秀行）次に、所管事務調査を行います。

○選挙管理委員会事務局長（森園一春）1件、報告でございます。資料はございません。

鹿児島海区漁業調整委員会委員の1名欠員が出ましたので補欠選挙が執行されます。10月6日告示、10月15日投票、開票、10月7日から14日まで期日選投票が開始されます。鹿児島海区におきましては、薩摩川内市が245名の方が選挙人名簿に登録をされております。あと鹿児島海区におきましては、約5,000名近くの方が選

挙権があるということで、それぞれのところで関係する市町村のほうで選挙をすることになります。県の選管のほうで集約されるということになっております。

以上でございます。

○委員長（持原秀行）これより所管事務全般の質疑に入ります。御質疑願ひます。

○委員（井上勝博）来年、参議院選挙から18歳選挙権ということで、この有権者名簿については閲覧ということもできると思うんですけど、それはもうできるんですか。

○選挙管理委員会事務局長（森園一春）まず一番直近は6月2日の定時登録がございますけど、それにつきましては20歳です。

6月19日以降、告示される最初の国政選挙からになりますので、参議院選挙のときの選挙人名簿が18歳になりますのでそれからになります。その前の分は告示が何日とかわかりませんが、それに合わせた形での選挙人名簿の縦覧となりますので、そのときからになります。

〔「6月19日から」と呼ぶ者あり〕

○選挙管理委員会事務局長（森園一春）6月19日以降に告示される国政選挙が最初ですので、今のところ、夏の参議院選挙が一番有力視されています。そのときの参議院選挙の選挙人名簿登録がございますので、そのときが18歳からということになります。

○委員（井上勝博）これは具体的に生々しい話でありますけれども、18歳から有権者になれるわけですから、有権者名簿です、有権者がどういふ人がいるかっていうのは、私たちは今書き写してやっているわけです。その18歳の方を書き写すことができるのはいつからできるんでしょうか。うちゅうことなんですけど。

○選挙管理委員会事務局長（森園一春）それもやっぱり参議院選挙の選挙人名簿、それからになります。そういうふうな分になりますので、ちょっと今は告示がいつというのはわかりませんのでそれに合わせた形になると思います。

○委員長（持原秀行）質疑は尽きたと認めます。

以上で選挙管理委員会事務局を終わります。御苦労さまでした。

△会計課の審査

○委員長（持原秀行）次に、会計課の審査に入

ります。

△所管事務調査

○委員長（持原秀行）議案がございませんので、所管事務調査を行います。

当局から報告はございませんか。

○会計課長（今吉美智子）特にございません。

○委員長（持原秀行）これより所管事務全般の質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）質疑はないと認めます。

以上で会計課を終わります。御苦労さまでした。

△監査事務局の審査

○委員長（持原秀行）次に、監査事務局の審査に入ります。

△議案第164号 平成27年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（持原秀行）それでは、審査を一時中止しておりました議案第164号平成27年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題といたします。

当局の補足説明を求めます。

○監査事務局長（火野坂博行）監査事務局です。よろしくお願いいたします。

それでは、補正予算について御説明いたしますので、予算に関する説明書の32ページをお開きください。

2款6項1目監査委員費でございます。説明欄をごらんください。事項監査委員費において、職員給与費を461万8,000円減額しておりますが、これは4月1日付の人事異動に伴うものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしく御審査賜りますようお願いいたします。

○委員長（持原秀行）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）質疑はないと認めます。

ここで本案の審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（持原秀行）次に、所管事務調査を行います。当局から報告はございませんか。

○監査事務局長（火野坂博行）特にございません。

○委員長（持原秀行）それでは、これより所管事務全般の質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）質疑はないと認めます。

以上で監査事務局を終わります。

△公平委員会事務局の審査

○委員長（持原秀行）次に、公平委員会事務局の審査に入ります。

議案がありませんので、所管事務調査を行います。当局から報告はありますか。

○公平委員会事務局長（火野坂博行）特にございません。

△所管事務調査

○委員長（持原秀行）これより所管事務全般の質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）質疑はないと認めます。

以上で公平委員会事務局を終わります。御苦労さまでした。

△議事調査課の審査

○委員長（持原秀行）次に、議事調査課の審査に入ります。

△議案第164号 平成27年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（持原秀行）それでは、審査を一時中止しておりました議案第164号平成27年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題とします。

課長に補足説明を求めます。

○議事調査課長（道場益男）議事調査課でございます。予算に関する説明書は25ページをお願いいたします。

1款1項1目議会費で補正額の212万3,000円の減額は、本年4月1日付人事異動等に伴います職員給与費の調整でございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（持原秀行）ただいま説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）質疑はないと認めます。

以上で、議案第164号平成27年度薩摩川内市一般会計補正予算のうち本委員会付託分について質疑が全て終了しましたので、これより討論、採決を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）討論はないと認めます。

これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△所管事務調査

○委員長（持原秀行）次に、所管事務調査を行います。報告はありませんか。

○議事調査課長（道場益男）特にございません。

○委員長（持原秀行）これより所管事務全般の質疑に入ります。御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）質疑はないと認めます。

以上で議事調査課を終わります。御苦労さまでした。

△委員会報告書の取扱い

○委員長（持原秀行）以上で、日程の全てを終わりましたが、委員会報告書の取りまとめについては、委員長に一任いただくことに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）御異議なしと認めます。

よって、そのように取り扱います。

ここで協議会に切りかえます。

~~~~~

午後3時51分休憩

~~~~~

午後3時53分開議

~~~~~

○委員長（持原秀行）ここで本会議に戻します。

---

#### △閉会中の行政視察の取扱い

○委員長（持原秀行）次に、閉会中の委員派遣

についてお諮りします。

本委員会の行政視察については11月4日から6日にかけて行政視察を実施したいと思いますが、視察先との調整等が必要となりますので、委員派遣の手続は委員長に一任いただきたいと思います。ついては、そのように取り扱うことで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）御異議なしと認めます。

よって、そのように決定しました。

---

#### △閉 会

○委員長（持原秀行）以上で、総務文教委員会を閉会いたします。

薩摩川内市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

薩摩川内市議会総務文教委員会  
委員長 持原 秀行